

The Kansai University Bulletin

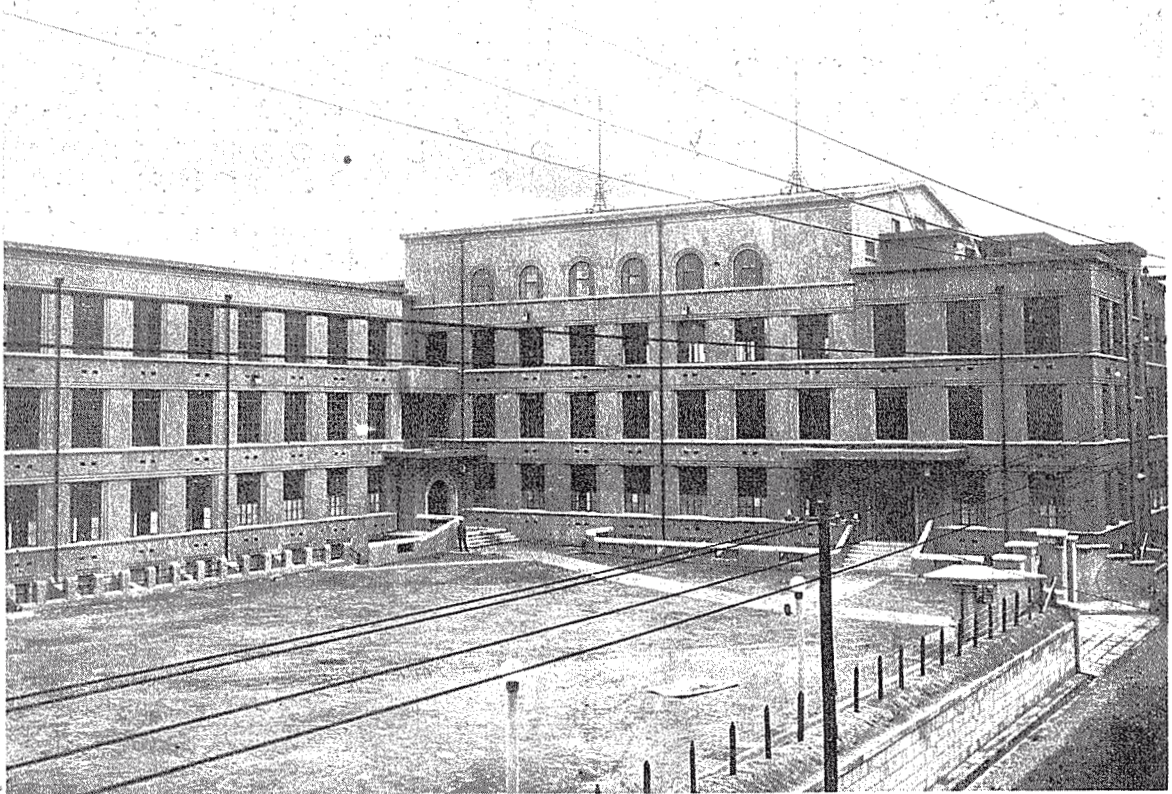
Osaka, September 15th, 1929 No. 72

報學學大西關

行發日五十月九

號二十七第

年四和昭



舍學六天學本るせ成竣

阪大

番九四〇一(堀佐土)
番三二一(田吹) 話電

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

關西大學學報 第七十二號

目次

挿繪——竣工せる本學天六學舎(表紙)——海外
協會南洋視察團關門通過記念撮影——新専門部主
事武田殿之助氏——天六學舎大講堂内の一部——
天六學舎學生昇降口——天六學舎平面圖——大和
ホテルに於ける旅行部の一行——和歌山縣人會第
一回郷土訪問學術講演會記念撮影——アザンダ
フイレヤ教授

卷頭言

儒教

關西大學教授 吉田 一枝
奴隸制度の意義
關西大學講師 辰 巳 經 世

學内報

大學院狀況——第二學期授業開始——
専門部主事決定——第七回夏期講習會終了式——
専門部補缺入學許可——本學教練教官の更迭——
在英武田貞之助氏消息——大山教授學外講演——
教員免許狀下附——天六學舎改組——天六新
學舎へ移轉——理事増山忠次氏住所名變更——評
議員小倉正恒氏住所名變更——教職員變動——協
議員廣瀬德藏氏辭職通告

校友彙報

學生彙報

フイシャー教授の貨幣價值變動論(上)

古典經濟學流研究(アダム・スミスの富國論)

新刊紹介

佐伯三郎

卷頭言

昭和三年八月起工、建築中であつた本
學天六學舎は、愈茲に竣成し、来る九
月二十二日落成式を舉行する運びとな
つた。

從來福島學舎に幾多の不便を忍び來つ
た吾等にとつて、舊學舎に倍するの敷
地を得、舊學舎の三倍に餘る建物の竣
成を見たるは、なほ籠鳥空を翔くるの
快に譬ふべきか。而して天六の新學舎
たる、新京阪電車終點の近くに位し、
市内在住者の通學に便なるは言ふに及
ばず、千里山學舎との連絡亦甚だ便な
るの地、専門部並に附屬商業學校の學
舎として、寔に地の利を得たるものと
云はなければならぬ。

時方に親書の秋、恰も工成つて新學舎
に第二學期を始業する、吾等の歡びま
た深きものがある。たゞ望むらくはこ
の機を劃し、更に自重、學の上下協力
一致以て益學運の隆盛を期せんことを
顧みれば、福島之地を選びてより二十
有餘年、今斯くも長く住み馴れた地を
去るのは、轉た哀愁の情に堪えざるも
のがある。併しながらこの間に培はれ
たる本學の精神は、永遠に本學向上の
指針として光輝を放つべきを思ひ、敢
て惜別の涙を振ふのみ。
新學舎の竣成に際し、佳慶の意を表し
以て卷頭の辭とす。

儒教の政治道德觀

關西大學教授 吉田 一枝

儒教思想を考察するにあたり先づ天、天命の
觀念を明にせねばならぬ。

天は最高の神である。之を呼ぶに天又は帝を
以てなすのである(經傳)。天は又之を皇天、
昊天、蒼天、昊天、上天とも云ひ又皇天上帝
昊天上帝とも云ふのである。帝は又之を上帝
天帝とも云ふのである。即ち天そのものを指
稱する時には天と云ひ天は宇宙を主宰するも
のであると云ふ意味を表指する時には帝と云
ふのである。天は一種の抽象的觀念である。

惟天地萬物父母、惟人萬物靈、稟聰明作
元后、元后作「民父母」(周書泰誓)。

萬物本「天」(禮記郊特牲)。

天地萬物父母(莊子達生)。

天子作「民父母」、以爲「天下王」(尚書洪範
皇極)。

大哉乾元、萬物資始統「天」(易、上象)。

大哉乾元、萬物資始、至哉坤元、萬物資生
天地者萬物之父母也、萬物之生(蔡氏)。

天者萬物之祖、萬物非「天」不生(春秋繁
露)。

天生「烝民」、有「物有則」、民之秉「彝」、
好「是懿德」(詩經、大雅烝民)。

即ち天は萬物の親、物も人も王者も大衆も共
に等しく天の生んだものであると云ふのであ
る。而して人々各其生を遂けしめるのが天の
情であるとなすのである。その生を遂けしむ

るために天は聰明容知有德の人を選び萬民の
君主とし、民を教養し天の爲すべき事業を爲
さしむるのである。

天工、人其代「之」(尚書皋陶謨)とは之を云
ふのである。

書曰、天降「下民」、作「之君」、作「之師」、
惟曰、其助「上帝」、寵「之四方」(孟子、梁
惠王、下)。

伊尹曰、天之生「斯民」、也、使「先知覺」、
後知「使」、先覺「後覺」、予天民之先覺者也
予將「以」此道「覺」此民「也」(孟子、萬
章、下)。

こゝに君臣の關係が生ずるのである。君は天
によつて任命されたものである。即ち君王は
天命を奉じ德を修め己を正しくし民を教化す
ることが政治の要諦となすのである。こゝに
德治主義が生ずるのである。君は天によつて
任命されたもので天はその命じた君主の爲政
を監督するのである。

惟天監「下民」(高宗彤日)とは之を云ふので
ある。而して天は民心の歸向を察し王者の功
程を視るのである。

天聰明「自我民聰明」、天明畏「自我民明威」
(尚書皋陶謨)。

太誓曰、天視「自我民視」、天聽「自我民聽」
(孟子、萬章、上)。

天道賞「善罰」淫(周語)と云ひ天命「有德」
天討「有罪」(尚書皋陶謨)と云ふ。

これは天道は正しく善者を賞し不善者を罰することを意味するのである。

尙書に、五服、五刑、洪範に五福六極と云ふ五服は尊卑の階級を明にせる服制で天子之を與へ、五刑は罰の種類で天子の賞罰、五福は善者に對する恩賞、六極は惡者に課する惡報なりと説くのである。又洪範の庶徴は天が王者の爲政に對する意思表示なりと説くのである。福祉瑞祥は君德の高きを賞する所以、天災地變は王者を戒告する所以で一人有慶兆民賴之とはこのことである。

昔者堯薦舜於天、而天受之、暴之於民、而民受之、故曰天不言、以行與事示之而已矣(孟子、萬章、上)。

この故に王者は天命に背かざらんことにこれつとめ天を祭るのである。天を祭ることは政治の要件である。所謂祭政一致である。「政必ず天に本づく」とは之を云ふのである。而して天意を占筮によつて占ひ天を畏敬し天意に順つたものである。この故に君に德なく惡政をなせば君主を易へ又は放伐し之に代るも可なりと云ふのである。

君有_二大過_一、則諫、反_二覆之_一、而不_レ聽、則易_レ位(孟子、萬章、下)又曰く齊宣王問曰、湯放_レ桀、武王伐_レ紂、有_二諸孟子對曰、於_レ傳有_二之_一、曰、臣弑_二其君_一、可乎、曰、賊_二仁者謂_二之賊_一、賊_二義謂_二之殘_一、殘賊之人、謂_二之一夫_一、聞_二誅_一、一夫紂_二矣、未_レ聞弑_二君也_一(孟子、梁惠王、下)。

即ち桀紂天命に背き民心をはなれ不徳なるにより天命により之を放伐したものであるとなすのである。

天命の去就は一に民心の去就に従ひ民心の去就は王者の徳不徳によるとす。換言すれば民心の歸向により天命の得喪あり「天命靡常」(孟子)、「惟徳是輔」(周書)。實にこれ政治上の天命説の精神で支那民族の易世革命の根本的思想はこゝに發するのである。

斯くの如く君民の關係は天意により天命によれるもので唯だ君王が徳により民望をつなぐ限り、王者が天命を保持する限りに於て民之に服することを要するものでその關係は飽く迄相對的依存的である。

前述した様に君主は人民意向の歸趨するところにより定まるとは云ひ、主權在民の「democracy」又は「public」の思想とも異なり主權の淵源は天にありとなすのである。之が支那の國體觀念である。天下非一人天下、天下之天下也と云ひ王侯將相寧有_二種乎_一と云ふ思想は常に支那民族を支配してゐる思想である。

之を要するに儒教の政治思想は君臣の關係を相對的相互的依存的の視、天命常靡く唯だ有徳に歸すと云ひ君主の道德を基本とする徳治主義で、所謂政者正也で政治と道德との合一化を理想とするものである。

二

この天及天命の信念は實に孔孟の信仰であつた。儒教倫理の根本觀念隨つて孔子の根本思想は天命にあるのである。茲に所謂天命とは天命を奉ずることと天命に安んずることの二義を含むものである。

孔子は主として倫理的に天命説を解釋し孟子は主として政治的に解釋してゐる。今「論語」により孔子の天命觀を考察すれば

子曰、五十而知_二天命_一(爲政)。

之は孔子が天我に此民を濟ひ斯文を盛にするに云ふことを命ぜられたと自覺したのであると云ふことを命ぜられたと自覺したのである。知_二天命_一は孔子一生の活動の本源である。この故に子曰、天生_二德於予_一、桓桓其如_二予何_一(述而)と云ひ天之未_レ喪_二斯文_一也、匡人其如_二予何_一(子罕)と云ひ子曰、不_レ怨_二天_一、不_レ尤_二人_一、下學而上達、知_レ我者其天乎(憲問)と云ふ。自己の使命を自覺し一切を天命に安んずるのである。

子曰、予欲_レ無_レ言、子貢曰子如不_レ言、則小子何述焉、子曰、天何言哉四時行焉百物生焉天何言哉(陽貨)。

天の心を心として天に則るべしとの意である。孔子曰、君子有_二三畏_一、畏_二天_一、畏_二大

人_一、畏_二聖人之言_一(季氏)。

自ら天を畏敬して敢て之に違ふことなからしむるを努むるのである。

子疾病、子路使_二門人爲_二臣_一、病間曰、久矣哉、由之_レ行_二詐也_一、無_レ臣而爲_二有_二臣_一、吾誰欺、欺_二天乎_一(子罕)。

天は昭昭として欺くべからず。

子曰、道之將_レ行也、與命也、道之將_レ廢也、與命也(憲問)。

死生有_二命_一、富貴在_二天_一(顔淵)。

獲_二罪於天_一、無_レ所_レ禱也(八佾)。

子不_レ語_二怪力亂神_一(述而)。

季路問_二事_二鬼神_一、子曰、未_レ能事_二人_一、焉能事_二鬼_一、敢問_二死_一、曰、未_レ知_二生_一、焉知_二死_一(先進)。

安んじ安心立命の域に到達せられたことを云ふものである。

次に「孟子」より孟子の天命觀を考察すれば天不_レ言_二以_二行與_一、事示_二之而已矣_一(萬章、上)。

曰、君子不_レ怒_二天_一、不_レ尤_二人_一(公孫丑、下)。

順_二天者存_一、逆_二天者亡_一(離婁、上)。

詩云、畏_二天之威_一、于_レ時保_二之_一(梁惠王、下)。

詩曰、天生_二蒸民_一(告子、上)。

太甲曰、天作_二孽猶可_一、違自作孽不_レ可_一活(公孫丑、上)。

孟子曰、莫_レ非_二命也_一順受_二其正_一(盡心、上)。

疾壽不_レ貳修_二身以俟_一之_二所_一以立_二命也_一(盡心、上)。

盡_二其道_一而死者正命也(盡心、上)。

莫_レ之爲_二而爲者天也_一莫_レ之致_二而至者命也_一(萬章、上)。

以_二大事_一小者_一樂_二天者也_一以_二小事_一大者_一畏_二天者也_一樂_二天者保_二天下_一畏_二天者保_二其國_一(梁惠王、下)。

と云ふ。何れもみな天命を知り天命を奉じ天命に安んずるのである。

要するに孔孟は盡_二義於己_一而俟_二命於天_一の主義をとり安_二命樂_一天ものと云ふべしである。

孟子は天命説を政治的に解釋し政治論をすすめてゐる。

民爲_二貴_一、社稷次_二之_一、君爲_二輕_一、是故得_二乎丘民_一而爲_二天子_一得_二乎天子_一爲_二諸侯_一得_二乎諸侯_一爲_二大夫_一(盡心、下)。

ころにより君主定まるとなすのである。

昔者堯薦舜於天、而天受之、暴之於民、而民受之(萬章、上)と云ひ

太誓曰、天視自民視、天聽自我民聽(萬章、上)

と云ふのは之の謂ひである。即ち民の聲を神の聲、天の聲となすのである。民意を得ざれば王位を保つこと能はざるを云ふのである。

萬章曰、堯以天下與舜、有識、孟子曰、否天子不能以天下與人、然則舜有天下、孰與之曰、天與之(萬章、上)

この故に

孟子曰、桀紂之失天下也、失其民也、失其民者、失其心也、得天下有道、得其民、斯得天下矣、得其民有道、得其心、斯得其民矣、得其心有道、所欲與之聚、所惡勿施爾也(離婁、上)。

爲政に道あり民心を聚むるには民の望むところのものを満足させ、民の惡み厭ふところのものをせぬことである。

君有「大過」則諫、反覆之而不聽則易位(萬章、下)。

又曰く

齊宣王問曰、湯放桀、武王伐紂、有諸孟子、對曰、於傳有之、曰、臣弑其君、可乎曰、賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人謂之一夫、聞誅一夫紂矣、未聞弑君也(梁惠王、下)

即ち人君德なければ民心離反し君主を易ふべく、又天命去れば君主も一夫となり随つて孟子は禪讓放伐易世革命の思想を是認したのである。

ある。

三

政治と道德との關係につきその一致を主張する思想は、支那にあつては孔孟派の學說である。孔子は政者正也(顔淵)と云つた、「政治の倫理化」「政治は社會正義の實現にあり」と云ふ言葉がある。これみな政治道德の一致説である。

孔子はその學說中道德の原理を仁の一字に求めてゐる。孔子は曾子に「吾道一以貫之」(里仁)と云ひ子貢に「予一以貫之」(衛靈公)と云つた、その一は仁の道を以て一貫すると云ふ主義である。

仁はその包含する意義多種多様實に孔子教の眞髓で孔子の一生を通じて説得せる教義は仁の一字を出でなかつたのである。

孔子の仁を説くや高遠博大人間百行の基とて、仁は君子唯一の理想となしたのである。孔子の思想學說「論語」によつて知ることが出来る。

君子去「仁」惡乎成名、君子無終食之間違「仁」、造次必於「是」、顛沛必於「是」(里仁)。

斯の如く君子は仁を以てその理想となすものである。

子曰、誰能出不由戶、何莫由斯道也(雍也)。

道德は人の踐むべき道なるに、何故世人は斯の道に由らないのであらう。

子曰、篤信好學、守死善道、危邦不入、亂邦不居。天下有道、則見、無道則隱、邦有道、貧且賤焉、耻也、邦無道、富且貴焉、耻焉(泰伯)。

曾子曰、夫子之道、忠恕而已矣(里仁)。

子曰、我非生而知之者、好古敏以求之者也(述而)。

世人は予を以て生れながらにして道を知るものとすが、予は決して左様なものではない。古の道好み勤勉之を得たものである。

子曰、道不行、乘桴浮于海(公冶長)。

天下有道、則政不在大夫、天下有道則庶人不議(季氏)。

子曰、仁遠乎哉、我欲仁、斯仁至矣(述而)。

仁は近く人の心の中に求むべく遠い所に求むる必要はない。誰でも求めようと欲さへすれば得易いものである。

斯の如く孔子の道は道德的倫理的實際的世間的な道、所謂人道である。換言すれば倫理學の最高善、道德の最高標準である。然らば仁の本義如何である。

樊遲問、問「仁」、曰、「仁者先難而後獲、可謂「仁」矣(雍也)。

之は仁者の心である。

顏淵問「仁」、子曰、克己復禮爲「仁」、一日克己復禮、天下歸仁焉、爲「仁」由己、而由人乎哉、顏淵曰、請問其目、子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動(顏淵)。

之は私欲に打勝つことが仁徳を修得する方法であると云ふのである。

仲弓問「仁」、子曰、出門如見大賓、使民如承大祭、已所不欲、勿施於人(顏淵)。

民に接するに慎重、自己の欲せざるものを他人に施すことなかるべしとの義である。

司馬牛問「仁」、子曰、仁者其言也、諤、曰、其言也諤、斯謂之「仁」、已乎、子曰、爲之難、言之得、無諤乎(顏淵)。

言行一致は仁である。言ふは易く行ふは難し。故に仁者はその言を慎しむのである。

樊遲問「仁」、子曰、愛人(顏淵)。

樊遲問「仁」、子曰、居所恭、執事敬、與人忠、雖之夷狄、不可棄也(子路)。

子陰問「仁於孔子」、孔子曰、能行「五者於天下」、爲「仁」矣、請問之、曰、恭、寬、信、敏、惠、恭則不侮、寬則得衆、信則人任焉、敏則有功、惠則足、以使「人」(陽貨)。

子曰、巧言令色鮮矣仁(學而)。

輕佻なるものは仁少きを云ふ。

子曰、里仁爲美、擇不處仁焉得「知」(里仁)。

子曰、不仁者不可「以久處」、約、不可「以長處」、樂、仁者安仁、知者利仁(里仁)。

子曰、惟仁者能好人、能惡人(里仁)。

仁者は公正無私で愛憎の情は道理に適ふものである。

子曰、苟志於「仁」矣、無惡也(里仁)。

子曰、知者樂、水仁者樂山、知者動、仁者靜、知者樂、仁者壽(雍也)。

子貢曰、如有「博施於民」、而能濟衆、何如、可謂「仁」乎、子曰、何事於「仁」、必也聖乎、夫仁者己欲立而立人、己欲達而達人、能近取譬、可謂「仁」之方也(雍也)。

曾子曰、士不可「以不弘毅」、任重而道遠、仁以爲己任、不亦重乎、死而後已、不亦遠乎(泰伯)。

子曰、知者不惑、仁者不憂、勇者不懼

(子罕)

子曰、剛毅木訥近仁(子路)。

仁者の重厚なるを云ふ。

子曰、仁者必有勇、勇者不必有仁(憲問)。

子曰、志士仁人、無求生以害仁、有殺身以成仁(衛靈公)。

子曰、民之於仁也、甚於水火、水火吾見蹈而死者、未見蹈仁而死者也(衛靈公)。

子夏曰、博學而篤志、切問而近思、仁在其中矣(子張)。

斯の如く孔門師弟の問答に徴するに、孔子は唯だ仁の一部を示し人により處によりその解説方法を異にし、仁の定義を下さないのである。かくの如く仁の意義は容易に之を捕捉し難きが如きもその間一脈の髣髴として相通する觀念を把持することが出来るのであり。

孔穎達は仁を行の美名と云ひ、刑昺は善行の大名と云ふ。程明道は仁の内容を説明し生生の徳と云ひ、朱子は愛の理、心の徳と云ふ。伊藤仁齋は仁は慈愛の徳、遠近内外充實通徹至らざるなきを云ふと説明してゐる。

要するに仁は本心の全徳を總稱する名稱で高遠博大の徳、慈愛の徳、衆徳の統一萬善の根源、儒教の精髓である。

孔子は仁を説き衆徳の本源となしたのである。孟子之を祖述し、仁に義を加へ、仁義を以て衆徳の本源となし孟子思想の樞軸となすのである。孟子の思想は「孟子」によつて考察することが出来る。

孟子見梁惠王、王曰、叟不遠千里而來、亦將有以利吾國乎、孟子對曰

王何必曰利、亦有仁義而已矣(梁惠王、上)。

苟爲後義而先利、不奪不讓、未有不仁而遺其親者也、未有不義而後其君者也。

王亦曰、仁義而已矣、何必曰利(梁惠王、上)。

惠王が利と云ひたるに對し孟子は仁義あるのみと喝破してゐる。實に仁義は孟子思想の指導原理である。

然らば仁義の本義如何である。

孟子曰、人皆有之、所不忍、達之於其所忍、仁也。

人皆有之、所不爲、達之於其所爲、義也(盡心、下)。

測隱之心、仁之端也、羞惡之心、義之端也(公孫丑、上)。

仁人之安宅也、義人之正路也(離婁、上)。

義は宜也正義也

孟子曰、仁人心也、義人路也(告子、上)。

孟子曰、仁之實事、親是也、義之實從、兄是也(離婁、上)。

孟子曰、親親仁也、敬長義也、無他達之天下也(盡心、下)。

王子塾問曰、士何事、孟子曰、尚志、曰、何謂尚志、曰、仁義而已矣、殺一無罪非仁也、非其有而取之、非義也、居惡在、仁是也、路惡在、義是也、居仁由義、大人之事備矣(盡心、上)。

孟子曰、仁義忠信樂善不倦此天爵也(告子、上)。

舜明於庶物、察於人倫、由仁義行非行仁義也(離婁、下)。

孟子曰、仁也者人也、合而言之、道也(盡心、下)。

仁は人の人たる徳であるから人と云ふ。然しこの徳と人と合つて行ふ上から云へば道と云ふのである。

告子曰、食色性也、仁内也、非外也、義外也、非内也(告子、上)。

仁愛の心は内心から起るもので外から来るものではないが、義は物を見てそれを宜しく處置するものであるから外より来るもので内心にあるものではない。

中庸に義は宜なりと解してゐる。仁を人道とすれば義は正義である。

即ち仁義は孟子教の道德原理として力説せるものである。

四

次にこの仁を得、仁義を得る目的は修身齊家治國平天下に存するものである。即ち其身を修め、その家を齊へ、その徳により萬民を化し仁政を天下に布かんとするのである。換言すれば政治は仁政でなければならぬと説くのである。之を徳治主義と云ふのである。この政治の最高原理は孔子に於ては仁であり孟子に於ては仁義である。

自天子至於庶人、壹是以修爲、本其本亂而未治者否矣、其所厚者薄而所薄者厚、未之有也(經文)。

古之欲明明德於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先修其身、欲修其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、欲誠其意者、先致其知、致其知者、先格其物(大學)。

知在格物(大學)。

又曰く、修身而後家齊、家齊而國治、國治而後天下平、自天子至於庶人、壹是皆以修身为本(大學)。

この身を修むるより治國平天下に至るのは王たる者の道である。中庸にも孟子にも云ふあり。

子曰、好學近乎知、力行近乎仁、知恥近乎勇、知斯三者、則知所以修身、知所以修身、則知所以治人、知所以治人、則知所以治天下國家矣(中庸)。

孟子曰、人有恆言、皆曰、天下國家、天下之本在國、國之本在家、家之本在身(孟子、離婁、上)。

即ち身修まり家齊ふにあらざれば以て天下の人心を繼ぐことが出来ないのである。

洪範に皇建其有極とある。皇は君主の義有極は模範の義、君主が身を以て下萬民の模範となるの義である。これ實に儒教の政治説の發足點であり治世の要道である。

季康子問政於孔子、孔子對曰、政者正也、子帥以正、孰敢不正(顏淵)。

孔子の政治上に於ける根本思想は明、明德、修身にある。徳治主義なることを知るべし

子曰、中人以上、可以語上也、中人以下、不可以語上也(雍也)。

孔子は人民を中人以上と中人以下とに分ち、前者には性天道精神的の奥義を聞かせることが出来るが、後者には文章(形式的)に道の事實上にあらはれたものから徐徐に導き聞かすべきものとなしてゐる。

子曰、民可、使、由、之、不、可、使、知、之、(泰伯)

一般人民は由らしむべく知らしむべからずとなしたのである。

子貢問、政、子曰……民無、信、不、立、(顔淵)。

人民が君主に對し信頼の念を第一となすのである。

子曰、爲、政、以、德、譬、如、北辰居、其、處、而、衆、星、共、之、(爲、政)。

君子之德風、小人之德草、草上、之、風、必偃、(顔淵)。

子曰、其身正、不、令、而、行、其身不、正、雖、令、不、從、(子路)。

子曰、道、之以、德、齊、之以、禮、有、耻、且、格、(爲、政)。

子路問、政、子曰、先、之、勞、之、(子路)。

子曰、苟、正、其、身、矣、於、從、政、乎、何、有、不、能、正、其、身、如、正、人、何、(子路)。

政治と道德との一致——政者正也とする考を知る事が出来る。

子曰、無爲而治者其舜也與、夫何爲哉、恭己正南面而已矣、(衛靈公)。

齊景公問、政、於、孔子、孔子對曰、君君臣臣父父子子、公曰、善哉、信如君不、君、臣不、臣、父不、父、子不、子、雖、有、粟、吾、得、而、食、諸、(顔淵)。

大學に云ふあり曰く

堯舜率、天下、以、仁、而、民、從、之、桀紂率、天下、以、暴、而、民、從、之、其、所、令、反、其、所、好、而、民、不、從、(大學)。

子貢問、政、子曰、足、食、足、兵、民、信、之、矣、子貢、曰、必、不、得、已、而、去、於、

斯三者、何先、曰、去、兵、子貢曰、必不、得、已、而、去、於、斯、二、者、何先、曰、去、食、自、古、皆、有、死、民、無、信、不、立、(顔淵)。

斯の如く孔子は政治の原則を道德に求め、君主の德に求め民の信頼に求めたのである。然

も更に孔子は治國平天下の要諦として、産を殖し業を興し民を富まし教育あらしむることを説いたのである。(然しながら孔子の富ますと教ゆるの具體的方策は論語に見えず。曰く

子適、衛、冉有僕、子曰、庶矣哉、冉有曰、既庶矣、又何加焉、曰、富、之、曰、曰、既富矣、又何加焉、曰、教、之、(子路)。

又兵備の必要なることを認め

子貢問、政、子曰、足、食、足、兵、民、信、之、矣、(顔淵)。

而して德治主義實現の要具として、禮樂を尊び大義名分の正すべきことを力説してゐるのである。

子曰、能以、禮、讓、爲、國、乎、何、有、不、能、以、禮、讓、爲、國、如、禮、何、(里仁)。

子曰、上好、禮、則、民、易、使、也、(憲問)。

子曰、名不、正、則、不、順、言不、順、則、事不、成、事不、成、則、禮、樂、不、興、禮、樂、不、興、則、刑、罰、不、中、刑、罰、不、中、則、民、無、所、措、手、足、故、君、子、名、之、必、可、言、也、言、之、必、可、行、也、君、子、於、其、言、無、所、苟、而、已、矣、(子路)。

孔子は德治主義を重じ禮樂の政を説き、大義名分を正すことに嚴なりしたため、自然法治主義を輕んずる傾向があつた。

子曰、道、之以、政、齊、之以、刑、民、免、而、無、恥、道、之以、德、齊、之以、孔、有、耻、且

格(爲政)。

又曰く

季康子問、政、於、孔子、曰、如殺、無道、以、就、有、道、何、如、孔子對曰、子爲、政、焉、用、殺、子、欲、善、而、民、善、矣、(顔淵)。

德治主義の法治主義により優れるものなることを云へる也。

孟子も

王如施、仁政於民、省、刑、罰、云々(梁惠王、上)と云ひ及、陷、於、罪、然後、從、而、刑、之、是、罔、民、也、焉、有、仁、人、在、位、罔、民、而、可、爲、也、(梁惠王、上及滕文公、上)。

上述せる如く孔子の思想は飽く迄も倫理的道德的實際的世間的でその志すところは、經國濟民にあつたのである。孔子は天及天命を畏敬し仁を以て人道となし、修身より齊家に及

び治國より平天下に及ぶべきものなることを説いたのである。德治主義これである。德治主義は、政は正なりと云ふ政治と道德との一致説である。

孟子は「仁義の政」を以て爲政の要諦となすべきことを論じ、政治の理想を王道と名づけたのである。

王道を王政、仁政又は先王の政、不、忍、人、之、政、とも云ふ。然もその根本思想とするとこ

ろは孔子と同じく德治主義である。

天下之本在、國、國之本在、家、家之本在、身、(離婁、上)。

孟子曰、君仁莫、不、仁、君義莫、不、義、(離婁、下)。

孟子曰、君正莫、不、正、一正、君而國定、矣、(離婁、上)。

吾未、聞、枉、已、而、正、人、者、也、况、辱、

己以正、天下、者、乎、(萬章、上)。

行有、不、得、者、皆、反、求、諸、己、其、身、正、而、天下、歸、之、(離婁、上)。

己れ正しく治むるならば天下はそれに從ふて正しくなると云ふのである。政は正なりと云ふのである。

然らば孟子の所謂王道とは何ぞや。王道とは君主が德治主義により道德を以て天下を治むることである。

孟子曰、人皆有、不、忍、人、之、心、先王有、不、忍、人、之、心、斯有、不、忍、人、之、政、矣、以、不、忍、人、之、心、行、不、忍、人、之、政、治、天下、可、運、之、掌、上、(公孫、上)。

之は實に孟子の政治の根本原理である。

又曰く

孟子曰、以、善、服、人、者、未、有、能、服、人、者、也、以、善、養、人、然後、能、服、天下、天下、不、心、服、而、王者、未、有、也、(離婁、下)。

信能行、此五者、則鄰國之民仰、之、若、父、母、矣。

率、其、子、弟、攻、其、父、母、自、生、民、以來、未、有、能、濟、者、也、如、此、則、無、敵、於、天下、無、敵、於、天下、者、天、吏、也、然、而、不、王、者、未、有、也、(公孫、上)。

孟子曰、三代之得、天下、也、以、仁、其、失、天下、也、以、不、仁、國、之、所、以、廢、興、存、亡、亦、然、天、子、不、仁、不、保、四、海、諸、侯、不、仁、不、保、社、稷、鄉、大、夫、不、仁、不、保、宗、廟、士、庶、人、不、仁、不、保、四、體、(離婁、上)。

孟子曰、以、德、行、仁、者、仁、(公孫、上)。

以「不」忍「人」之政「而」仁覆「天下」矣（離婁、上）。

頑白者不「負」戴於道路、七十者衣「帛」、食「肉」、黎民不「飢」、寒然而不「王」者未「之有」也（梁惠、上）。

何れも民利民福善教善政を行ひ民心を得ること政治の要諦なりと説くのである。即ち所謂善の本性に從へる政治を云ふのである。

孟子は王道の効果をあけて曰く

苟行「王政」、四海之内皆舉「首而望」之、欲「以爲」君、齊楚雖「大何畏焉」（滕文、下）今王發「政施」仁、使「天下仕者、皆欲」立「於王之朝」、耕者皆欲「耕」於王之野、商賈皆欲「藏」於王之市、行旅皆欲「出」於王之塗、天下之欲「疾」其君「者、皆欲」赴「愬於王、其若」是孰能禦「之」（梁惠、上）又曰く

老「吾老」以及「人之老」、幼「吾幼」以及「人之幼」、天下可「運」於掌（梁惠、上）。堯舜之道、不「以」仁政、不「能」平「治」天下（離婁、上）。

又曰く

仁人無「敵」於天下（盡心、下）。仁者無「敵」（梁惠、上）。

國君好「仁天下無」敵焉（盡心、下）。萬乘之國行「仁政」民之悅「之、猶」解「倒懸」也（公孫、上）。

民之歸「仁也猶」水之就「下、獸之走」壙也（離婁、上）。

以「力服」人者非「心服」也力不「能」以「德服」人者忠心悅而誠服也（公孫、上）。

曰、德何如則可「以王」矣曰、保「民而王」莫「之能禦」也（梁惠、上）。

王となるには民を心服せしむるにあり。

君行「仁政」斯民親「其上」死「其長」矣（梁惠、下）。

孟子は斯の如く王道を説き霸道を排してゐる孟子曰、以「力假」仁者霸、霸必有「大國」以「德行」仁者王（公孫、上）。

以「力服」人非「心服」也力不「能」以「德服」人（公孫、上）。

五霸者樓「諸候」以伐「諸候」也故曰、五霸者三王之罪人也（告子、下）。

孟子曰、霸者之民驩如也、王者之民皞如也（盡心、上）。

驩如は歡娛也皞如は廣大自得之貌也孟子は王道に到る實際的方法として

養「生喪」死無「憾王通之始也」（梁惠、上）と云ふてゐる。孟子は民の産を制する仁政實現の具體的方策として井田法を行ひ租税を輕減し民の時を奪はざること、桑穀畜の蕃殖を計り民の經濟を安定せしめ鰥寡孤獨を恤むことを以てしたのである（梁惠、上）。即ち厚生利用を説けるものである。

次に孟子の民衆主義的思想の二三のものを舉ぐれば

樂「民之樂」者民亦樂「其樂」憂「民之憂」者民亦憂「其憂」樂「以」天下「憂」以」天下「然而不」王者未「之有」也（梁惠、下）。

憂樂休戚も共に君民相通じ上下隔りなくなる時は天下の民みな悦服歸依するものである。

古之人與「民偕樂故能樂也」（梁惠、上）。民爲「貴社稷次」之君爲「輕是故得」乎丘

民「而爲」天下「（盡心、下）」。

得「天上」有「道得」其民「斯得」天下「

矣得「其民」有「道得」其心「斯得」民矣（離婁、上）。

孟子曰、桀紂之失「天下」者失「其民」也失「其民」者失「其心」也（離婁、上）。

孟子曰、天子不「能」以「天下」與「人天與」之（萬章、上）。

太誓曰、天視自「我民」視、天聽自「我民」聽（萬章、上）。

斯の如く孟子は民を本として民を主とするものであるが今日の民主共和又は無政府共產の思想とも異り又老子の如く無爲自然に政治の要諦を置くものでもなく治者と被治者との對立共存を認めてゐる、所謂

勞「心者治」人、勞「力」治「於人」、治「於人」者食「人治」人者食「於人」天下之通義也（滕文、上）は之である。

故に君民の關係は相對的相互的依存的關係となすのである。即ち

孟子告「齊宣王」曰、君之視「臣如」手足「則臣視」君如「腹心」君之視「臣、如」犬馬「則臣視」君如「國人」君之視「臣如」土芥「則臣視」君如「寇讎」（萬章、下）。

かるが故に君に德なく民心を去り惡政をなせば君主を易へ又は放伐し得るものとなすのである。

君有「大過」則諫、反「覆之」而不聽、則易位（萬章、下）

又

賊「仁者謂」之賊「賊、義者謂」之殘「殘賊之人謂」之「一夫」聞「誅」一夫紂「矣未」聞「弑」君也（梁惠、下）。

とはこの謂である。

故に曰く

薦「之於天」而天受「之、暴」之於民「而民受」之（萬章、上）。

人心の歸するところに天命下り君王定まるとなすのである。

無「恒産」而有「恒心」者惟士爲「能」（梁惠、上）。

武士は食はねぎ高楊子とはこれを云ふのである。

然し惟士爲「能」の士は極めて少數者で大多數の民衆は

若「民則無」恒産「因無」恒心「苟無」恒心「放辟邪侈無」不「爲已」（梁惠、上）であり又

此惟救「死而恐」不「瞻笑暇」治「禮儀」哉（梁惠、上）であるを常となすのである。

管子も倉廩實則知「禮節」衣食足則知「榮辱」と云ふ、その義一である。

この故に社會政策的に民福民益民利を計ることが先決問題で然る後仁政を施すことを要となすのである。この點に於て孔子の曰去「食自」古皆有「死、民無」信不「立」（顔淵）とはその間徑庭の差あることが看守せられるのである。

之を要するに儒教ことに孔孟派の政治道德説は政は正也で、政治と道德との一致を力説するもので支那古來の傳統的天命思想に立脚し君主政體に於ける王者の政治道德を説いたものである。（完）

* * * * *

奴隸制度の意義 (承前)

——特に他の若干諸類型との差異——

關西大學講師 辰 巳 經 世

一 奴隸制度と他の若干諸類型との差異(續)

C 奴隸と家長專制下に於ける子女との差異

○マに於ける *father families* に見る如く、家長がその家族全員の上に、絶對專制の權力を行使し得たる状態が、曾て人類社會發展の一定段階に於て存在したことは、今や歴史家乃至人類學者の一般に承認するところである。而も家長のこの權力は、その子供たちに對し特に嚴酷であつて、多くの點に於て主人の奴隸に對する場合と酷似して居たことも亦顯著な事實である。だがこのことから、かくの如き状態に置かれたる子女と奴隸とを、屢々なざる如く(註)、全然同一視することは誤りである。私は本項に於てこの點を明かにしたいと思ふ。

註 II. C. Cury は著 *The past, the present and the future*, 1864 (P. 275) に於て、「人口及び富に關する人類の進歩は、何ものを以てしても、父子の間の關係に依つて程明瞭ならしめられはしない。耕作方法が未だ幼稚であつた時代には、一は暴君であり、他は奴隸であつた」と述べて居る。

所謂母權説の主張者たちは、○マ式父權家族を以て、家族發展史上母權家族よりも後期に屬する段階であることを指摘して居る。發展段階に於ける先後關係の關する限り、一般

にこの點に異論はないが、父權前期に於て子供たちが如何に遇せられて居つたかに就いて注意を向ける者は極めて少い。この點に關して、廣汎なる人類學的資料を根據として、數多の諸述作(註)を提供し、初めて明確なる見解を示したのは S. R. Steinmetz である。彼に従へば、大抵の未開人の間では、合理的な子女教育は勿論問題とされてゐない。子供たちは纏て長じて一人前となるのであるが、若少時に於ける無視又は溺愛の故に著しく損はれてしまふ。少數の野蠻部族の中では子女教育のかすかな萌芽は見られるが、然しそのために體罰を加へるが如きことは全然ないか若くも殆どない。而してただ極めて例外的のみ、未開民族にして、嚴酷なる懲戒手段に依る子女教育を行ふものがあるに過ぎない。この最後の例の中に、又或程度までの、子女の服従が見られる。

註 S. R. Steinmetz, *Das Verhältnis Zwischen Eltern und Kindern bei den Naturvölkern*, Zeitschrift für Socialwissenschaft I. — *Endokamialisimus*, 1896.

— *Ethnologische Studien zur ersten Entwicklung der Sprache*, 1894.

— *Rechtsverhältnisse von eingetorenen Völkern in Afrika und Ozeanien*, 1903.

— *Classification des types sociaux et ethnologie des peuples*, *L'année sociologique* 1898—99.

更に彼に従へば、『母權に對する父權の優越

は、纏て父をしてその子供たちに對する支配權を獲得せしめ、『家長はその子供たちの主人となり、事情がそれを許容した場合には、彼らに對する嚴酷なる懲戒手段の行使を齎した』かくて家長專制下に於て、子供たちが奴隸類似の状態に置かれざるを得ざるに至つたのである。尙ほ彼は、Bancroft, Krause, Zu Wied, Burchardt, 等に依る權威ある人類學的諸報道に基いて(註)、アフリカ及びオーストラリア土人に關し、父(又は子供に取つて母系の伯叔父)が未成年子女に對して有する無制限の權力、子女がその下に何らの報酬を要求することを得ずして成し果さなければならぬ賦役、僅かの過失に對してすら加へらるる嚴酷なる懲罰、時とすると文字通りの生殺與奪の權すら子供に對する專制權力の内容をなして居る等の諸實例を提供して居る。

註 H. H. Bancroft, *The native races of the Pacific States of North America*, 1875.

A. Krause, *Die Thlinkit-Indianer*, 1885.

Prinz Max zu Wied, *Reise in das Innere Nord-Amerika's*, 1832.

J. L. Burchardt, *Notes on the Bedouins and Wahabys*, 1831.

上述 Steinmetz に依つて引用されて居る諸實例の關する限り、父の子供に對する權力は恰も所有財産に對するその如く絶對的のものであり、且つそのことの中には、必然的に強制労働の賦課を含意するものなるが故に、一應はかくの如き状態に在る子女と奴隸との間に何等の相違もなきかの如く考へられる。奴隸が置かれて居る状態は極めて劣悪なるを常とする、だが如何に親切に遇せられても奴隸は依然として奴隸である。この場合同様のこ

とは子供に就ても言ひ得る。彼らの状態が爾く劣悪でない場合もあり得やう、然しながら父(又は母系伯叔父)の彼らに對する權力は、如何に緩かに行使せらるることがあるとしても、それは依然として社會的に何らの拘束をも受くることなき無制限のものである。かくて Sohn が言へる如く(註 I)、『古代○マ法に於ても、家長權 *patria potestas* は、その家族員(子供、孫、妻等)に對する家長の全的支配權、即ち生殺與奪の權 *ius vitae et necis* 並に賣却の權を意味して居り』Puchta はこの家長權を『元奴隸に對する主人の權利と同様であつたと述べて居る(註 II)』。尙ほ Von Martens は、同様のパトリア・ポテスタスが現存未開民族中にも實在し、且つてその下に於ける子女が全然奴隸と異なるところなき事實の證左として、『フーレス人の間では、富裕な家族の子供たちですら、父の生在中は公の祭事に奴隸と同様の衣服を纏ひ、父の葬式の際も同様である』とを引用してゐる(註 III)。

註 I R. Sohm, *Institutionen des Römischen Rechts*, 1891, P. 363.

註 II G. F. Puchta, *Cursus der Institutionen*, 1881, II p. 384.

註 III E. von Martens, *Banda, Timor und Flores*, 1889, P. 117.

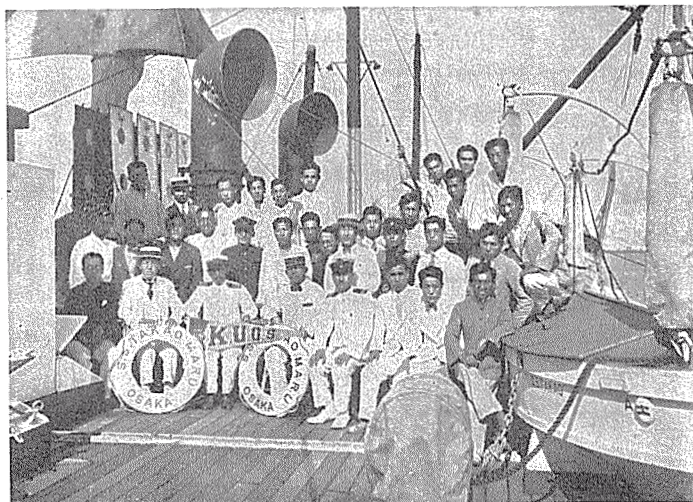
以上に依り私は奴隸と、吾々が今問題として居る状態に在る子女との相似が極めて顯著なものであることを大體明かにし得たと思ふ。然らば如何なる點に兩者の差異を見出し得るか。第一に、子女が家長の絶對權力下に在るといふことは、換言すれば、前者が後者の財産であるといふことは、この場合正當に言はれ得ることであり、而もこのことは既に述べ

た通り奴隷の重要な屬性ではある。だが子供に取つてこの屬性はその一切ではなく、彼らの存在の主要部分ではない。即ち父子は元来父子である。元来母權制の父權制への轉化は社會的生産力の一定の發展段階に於て、男子の生産的機能が女子のそれに著しく優越するに至つたこと、一面私有財産制が發生し今や特定家族の支配者となれる家長が、その所屬財産の正當なる相続者を得んと希望するに至つたことに俟つものである。この故に父子間の關係は、よしその顯著なる特徴の一として支配と服従とを含むとしても、正に前述せる父權制の發生理由の故に、尙ほそれ以外の多くの特性を内包するものである。

右に述べた父權制そのものの存在理由から當然推論し得る如く父子間には一般に相互的親和性と種々の點に於ける利害の共通性がある。かくの如き關係は勿論奴隷の場合にも皆無であるといふ譯ではない然しそれらが前者に在つては父子關係に當然附隨する一般的事實であるに反し、後者に在つては、寧ろ主人と奴隷との關係の本質に反する例外的事實たるに過ぎない。家長の權力行使が如何に一方的であり、主我的動機に依つて支配せられて居るかに見えても常則的には、子供の父に對する尊敬と、子供を幸福ならしめんとする父の希望とがそれに内在してゐる。而してこれも亦主人と奴隷との間には、稀に例外的、反則的にのみ存在し得るものである。

以上は兩者の間の本質的相異ではあるが、然

し容易く現實に把握し得べき外觀上の區別點ではあり得ない。この意味から、私は具體的に觀取し得べき、而もこの内在的本質の表現形態とも言ふべき次の區別點を重要なものとして擧げて置きたいと思ふ。父と子供との間には、成年者は未成年者との間に、これ亦常則的に附隨する、内體的及び精神的優劣がある。



海外南洋視察團通過紀念撮影

る。この優劣が父子の關係を主人と奴隷との如くならしむる主要原因である。だが子供は成長する、その結果父子の優劣は自然的に、必然的に揚棄せられて、後者を奴隷状態に置く主要原因も亦除去せられる。かくて子供は成年に達するや否や彼自身の主人即ち獨立人と成る。このことは奴隷の場合には全

く見られない。奴隷が解放せられて獨立自由人となる場合があるにしても、これ亦寧ろ例外的、反則的であつて、而もその解放條件は子供の場合の如く、自然的、必然的なものではない。

奴隷と子供との區別は、その子供が、掠奪、買得、又は征服に依つて得たる者を養子とした場合に、一層困難である。だがこの場合右の最後に擧げた區別點が一層重要な役割を演ずる。一般的に彼が成年に達した時、その社會に於て一人前の獨立自由人として遇せらるるならば、その者は養子として獲得せられたのであり、このことがなければ、彼は奴隷として飼育せられたのである。

D 奴隷と貢納地域の住民、特殊の低劣階等との差異

或部族の屬員が他の部族又はその屬員のために勞働を強制せらるる場合がある。この場合は勿論奴隷制度と區別されなければならぬ。奴隷制度は或特定人の他の者への從屬を條件とし、而もこの從屬は彼の全人格を擧げての從屬である。かくの如き狀態の下に在つては彼が一部族員としての生活を営むことは全然不可能である。だから從屬者が彼ら自身の特定部族を形成して居ることが明かである場合には、彼らが奴隷でないことも明かである。

イングラムは、ケースト・システムの存する社會に就て、『最低階級は賤格され輕蔑せられたる階級ではあり得やう、然しその階級の個々の分子が奴隷状態に在るのではない、彼らは個人的にはなく集團的に、より高き諸階級の屬員たちに從屬して居るのである』と

言つてゐるが(註)、このことは從屬部族に關しても同様に言ひ得るのである。被征服地域の住民が、實物又は貨幣を以て、征服者に貢納を捧げなければならぬ場合に、彼らが奴隷でないことも贅言を要しない。

註 J. K. Ingram, History of Slavery and Serfdom, P. 3. 拙譯二頁。

兩者の區別は極めて明白である。だがそれにも拘らず、未開部族にして動もすると彼ら自身を呼ぶに奴隷なる語を誤用することから、往々人類學者をして誤つた觀察をなさしめがちである。例へば、アフリカ北海岸の諸部族は、内地諸部族のことを、彼らがこれに對し交易上の特權を有して居るといふ理由から、自分たちの奴隷と呼んで居る。又同地域に於て、酋長にして彼自身のことを、彼が貢納を捧げなければならぬ他の酋長の奴隷と呼んで居る者がある(註)。ただ時とすると、奴隷たちが、特定地域に集合的に居住せしめられて居ることがある。かくの如き場合には、これを奴隷村落と見るべきか從屬部族と見るべきか一見困難であるが、結局これらの從屬民衆が、各自特定の主人を有するか否かに依つて岐れる。

註 尙ほ古代エジプト第十八王朝(1800-1300 B.C.)の頃、Thames 三世の許へ、その被征服地シンドンの大守から捧げられた一書信の中に、『わが國王、わが君主の奴隷として、臣に委ね給へるシンドンの町安泰にあり』といふ文句がある。ピシヤラ・ナハス、「ツタンカーメンの生涯と時代」高瀬譯五四頁。

低劣階級が奴隷と異なることは、前に引用せるイングラムの語に依つても明かである。而も尙ほ動もすると兩者が混同せられて居るのを

見る。例へば、阿部弘藏著「日本奴隸史」に於ては、全巻到るところにこの種の混同が見られる。低劣階級が上級階級から、單に賤視せられて居るに過ぎないとか、各種の官公職に携はることを禁止されて居るといふだけならば、彼らが奴隸でないことは明白である。ところが他の若干の場合には兩者の區別が極めて困難となる。即ち、時とするところの種の階級が自由なる勞働者である場合がある。理論的には、既に明かなる如く、自由勞働者は容易に奴隸から區別され得る、奴隸は強制的に勞働に従はしめられるのであるが自由勞働者は自意的にこれに携はるに過ぎない。ところが實際問題として、勞働者がその雇主の家に起居し、事實上彼に従屬して居る場合に、彼が自由民であるか奴隸であるかを判別することは爾く容易ではない。勿論他の種々の生活條件の觀察が吾々をして、正しくこれを決定せしめる場合がある、だが又そのことの全然不可能な場合もあり得る。後者の場合には差し詰め如何ともなし得ない遺憾を忍ばなければならぬまい。人類學者の報道がこの方面に於て特に曖昧であるのもそのためであらう。

E 奴隸と農奴との差異

ドイツに於ては、*Leibeigene* (農奴) といふ語は、古くは奴隸といふことと同意語であつた。法律は *Leibeigene* を家畜と同様に取扱つた。主人は彼らの上に生殺與奪の權を有し、彼らを賣却し、彼らから能ふ限り勞働を搾取し、勝手に彼らを妻とし或は離婚する等の無制限の權利を有して居つた。*Leibeigene* の所有者は又この者の財貨や、家畜の所有者でもあつた。主人はこの隷従者が他人に損害を加へた場合

には、彼の馬がなした場合と同様の責を負ひ逆に他人が彼の *Leibeigene* に害を加へた場合には、これに對し損害賠償を要求することができた。然るにこの奴隸状態は、漸次緩和されて行つた。先づ無制限の勞役に對する要求權は放棄せられて、*Leibeigene* には一定の *Roboten* (賦役義務) と貢納義務とが課せられた。彼は一定日數の勞働を提供し、一定種類の賦役に携り、一定額の貢納を納めなければならなかつた。彼の所得は法律上尙ほ主人に屬し、彼の財産を主人が相続した、然し第十三世紀以降この相続權は變じて贈物受領 (*marhain*) となつた。第十四世紀以來、農奴は彼らの耕せる土地の利益權を獲得し、その結果彼の義務は多かれ少かれ免役、税の性質を有するに至つた。時には彼らは他の主人を選ぶことさへ許された。フランク王國では、既に主人が農奴を他國に賣却することを禁じられて居り第十三世紀以降彼らを殺戮することが禁じられ、更に後に至つて鞭打つことも亦禁じられた。教會は主人が、彼自身同意して結婚せしめた農奴を離縁せしめる權利を主人から奪つた。かくの如く漸次的に農奴の状態は自由民に近接して行つて、結局彼らが解放された時、この解放に依つて得られた効果は、最早殆ど言ふに足りないものであつた。

右は主として *Stiegel* (H, Deutsche Rechtsgeschichte, Zweite Auflage, 1889, PP. 328—330.) の叙述に據つたのであるが、他の諸學者の結論も大體異なるところがない。*Brunner* に従へば、西部ドイツには *Liten* 或は *Aliten* と呼ばれる自由民と奴隸との間の中間的階級があり世襲的階級であつて、その地位は法律に依つ

て確保されて居つた。彼らは財産を獲得し契約を締結する權利を有して居り、且つ解放に依つて完全に自由となることができ、若くは自らその自由を購ふことができた。結婚するためには、彼らは領主の同意を必要とした。彼らは *Feudrecht* (封土權) を有し、殺害された場合には *Wergeld* (賠償金) が支拂はれた、但しその一部分は領主のものとなつた。彼らの相続權は元來認められてゐなかつた(註)。

註 H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, I pp. 101, 102.

Schröder は自由民と隷民 (*Herigen*) との區別を次の如く述べてゐる(註)、即ち、後者の土地所有は前者よりも少く、且つ貢納の義務があつた。加之、彼らは自由民と結婚する權利 (*conubium*) を有せず、又何らの政治的權利をも有しなかつた。彼らに支拂はれる *wergeld* は自由民の場合の半分に過ぎなかつた、と。

註 R. Schröder, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 1889, P. 41.

尙ほ彼は、上記 *Herigen* が又、*lati* 或は *alio* とも呼ばれたと言つて居るから、それらは *Brunner* が述べて居るのと同階級であつた譯である。

中世のフランスに於ても事情は異らなかつた。こゝでも既に奴隷は存在せず、農奴のみが存在した。*Gasquet* はこれらの事情に就て次の如く述べて居る。

『隷農制度は奴隷制度と完全なる自由との間の過渡段階である。中世の農奴は、古代の奴隷の如く、その地位に永久に縛りつけられて居り、生れながらにして各種の權利を剝奪され、その主人の領地の駄獸と同じ水準に置かれるといふことはない。輿論は彼に取つて有利である。』事實と理論は一致して居る。農

奴は財産獲得の若干手段を有つて居る、彼は結婚することができ、その財産の相続者たるべき適法なる子孫を有することができる。彼は法廷に於て證言をなすことができる、その *peculium* を以て自由を購ふことができる。若干の利益が得られるので彼は喜んで土地を耕作する。即ち彼は土地に勞働を加へることに依り、一定額の貢納を領主に捧げてその收穫を自分のものとすることができる。その子供を自由民の婦人と結婚させることに依り、彼は子孫の自由を確保する。一定額の償金を納めて、彼は父の財産を相続することができ、又自分の蓄財に關する財産權を獲得する。云々(註)。

註 A. Gasquet, Précis des institutions politiques et sociales de l'ancienne France, 1885, II, PP. 281, 282.

これらの農奴は *coloni* の *coloni* に相當する。*Puchta* に従へば、*colonus* は、それを耕作せしめる目的で土地所有權に不可分離的に密着せしめられた人々から成る……この土地への密着——たゞ法律に依つて定められた若干の場合にのみそれからの分離が許される——が、*colonus* をして奴隷 (*servus heredes* の如く) に近似せしめる。然し又彼らの間には一定の區別がある、即ち *colonus* には、領主の專横から彼を保護すべき一種の保證の存することこれである。*Colonus* は領主との關係に於て、自由なる地位に在り、ただ年々一定の賦役義務を負ひ (*annua fructus*)、契約若くは習慣に依り、土地の生産物中一定の貢納を捧げなければならぬといふだけである。(註)。

註 G. F. Puchta, Cursus der Institutionen, 1881, II p. 97.

學 內 報

大學院 狀況

本年四月開設の本學の大學院に於ける現在の學生並にその研究科目等左の通りである。

研究科目指導教授 氏 名

法理學(仁保教授) 和田豊二(昭三大法卒)
政治史(岩崎教授) 高岡武夫(昭四大法卒)
民法(木村教授) 大塚重太郎(昭三大法卒)
刑法學(宮本講師) 脇房 助(昭二大法卒)
經濟原論(武田教授) 若林一雄(昭四大經卒)
經濟學(武田教授) 森川太郎(昭三大經卒)
經濟學(武田教授) 山口辰雄(昭四大經卒)
商 法(竹田講師) 辛 島 甫(昭三大法卒)
經濟學(武田教授) 壺田倫夫(昭三大經卒)

第二學期授業開始

第二學期授業を左の通り開始した。

學部各科各學年 九月十一日
大學豫科各學年 九月十一日
專門部各科各學年 新學舎にて九月二十五日より開始する。

專門部主事決定

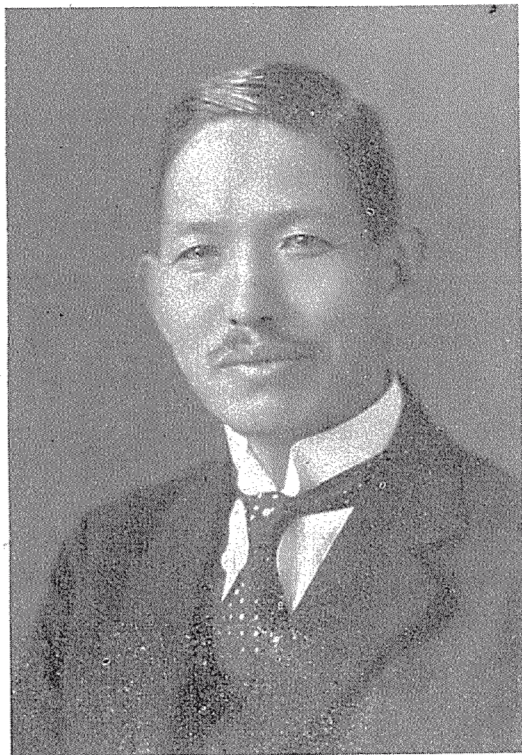
今般理事會の推薦により武田藏之助氏が本學專門部主事に就任せられることとなつた。同氏を芹屋の本邸に訪へば、氏は左の如く語られる。

二三ヶ月前からその交渉を受けてはゐたのですが、自分の如きはその器でないとお断りしてゐた次第です。けれども最近に至り理事會よりは是非にこのお話しなので、つひ

それではお受けして見ようと決心したわけですが、今のところ差當つて抱負とか、希望とかについて具體的に言ふことも出来ない。いづれ日を逐ふて何彼とお話しすることにしよう。

恰も天六學舎竣工に際して、淺學菲才をも顧みず、この就任をお受けすることは、實に身に餘る光榮であるが、それと同時にその責任の重且大なるを感じる。從來關西大學は自分にとつて頗る縁故の深いことであり兎に角この就任を機會に身を以て大學のために盡して行きたい

これについて
ては本學關係者並に校友諸彦の懇切なる御指教を仰がなければならぬ。



新專門部主事武田藏之助氏

去る七月二十一日開講八月十日を以て終了したが、八月十一日午後三時より、講堂に於て修了式を舉行した。即ち定刻仁保學長、砂川、喜多村、吉田、増山、内藤各理事、講習會講師、講習生一同出席、仁保學長は各科總代に夫々修了證書を授與したる後、外國語修得の意義と効果とを述べて挨拶となし式を閉じた。

因に各科會員數は次の通りであつた。

法律學科第一學年 一三五名
經濟學科第一學年 三三名
商業學科第一學年 七七名
國漢文專攻科第一學年 二八名
英文專攻科一學年 二八名

本學教練教官の更迭

本學教練教官として在任中の陸軍歩兵大佐高橋爲一郎氏は岐阜歩兵第六十八聯隊長に、同陸軍歩兵中佐香阪次郎氏は歩兵第八聯隊附に夫々轉補せられ、これと同時に歩兵第二十七聯隊長歩兵大佐山内六郎氏、並に歩兵第七旅團副官歩兵少佐伊村長七氏が本學教練教官として新しく來任された。

在英武田貞之助氏消息

去る五月歐洲視察の途に就き目下滯英中の本學協議員武田貞之助氏より、この程垂水善太郎氏宛左記の如き書信を寄せられた。

其後は御無沙汰仕候、選舉事情研究旁渡英仕候て約二ヶ月と相成申候、尙暫時滯在の上、歐洲各國漫遊可仕本年内には歸阪の心組に候過日オックスフォード大學參觀仕候學校關係者へよろしく、早々

(七月十四日、トキワ・ホテルにて)

大山教授學外講演

八月初旬大阪市南區大寶小學校に於いて開催された夏期社會大學に、本學教授大山彦一氏は「社會學及社會政策」なる題下に、約二時間、互に講演をされた。尙同夏期大學には、京大よりは神戸正雄、中島玉吉、森口繁治の諸教授、大阪商大よりは河田學長等在關西の

第七回夏期語學講習會修了式

關西大學も大分世帯が大きくなつて來た。學生の數もこれからますます殖えて行く。だから今後は一層大學全體のものの協力一致を必要とする。この意味に於いて、就任の上は專門部全體の統一、並に本學全體の融合一致について、及ばずながら出来る限り努めて行かうと思ふ。

本學第七回夏期語學講習會は前號所報の如く

英語科 三六七名
佛語科 二七名
獨語科 六一名
合計 四五五名

專門部補缺入學許可

本學期初頭本學專門部補缺學生を募集し、本月二日並に三日の兩日に亘り入學試驗を施行した結果志願者總數四八七名中左の通り入學を許可した。

専門諸家多數出講せられ稀に見る盛況であつた。

教員免許狀下附

今般本學專門部卒業の左記諸氏に實業學校教員無試験檢定規定に依り文部省より各頭書の科目につき教員免許狀を下附された。

簿記 堤 正 (義昭三專商)
商事要項 森田 司 (昭二專法)
商事要項、簿記 大塚 豊 (昭三專商)
商事要項、簿記 山部 吾 (昭三專商)

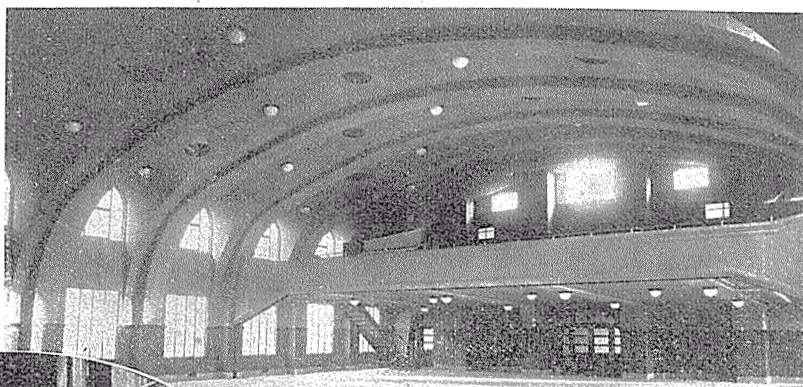
天六學舎竣成

昭和三年八月工を起し、建築工事中であつた本學天六學舎は、本月中旬愈その竣成を見るに至つた。同學舎敷地は二二〇〇坪、新築本館は鐵筋コンクリート近世自由式四階建(地階附)延約一、九〇〇坪の建物で、約二千人を收容し得る大講堂を始め、專門部並に附屬商業學校教室、學長室、理事室、會議室、事務室、教授室、應接室、圖書室、學生控室等六十餘あり、大講堂にはステージを設け音樂會その他の催物に便ならしめると共に、座席は特に二階席をも設け、講堂として頗る行届いた設備を有する。尙別館は建坪二二一坪のもので武道道場、雨天體操場等にこれを充てゐる。

天六新學舎へ移轉

本學專門部並に附屬關西甲種商業學校、關西

大學第二商業學校は九月十六日從來の福島學舎より東淀川區長柄中通二丁目一二番地に竣工せる天六學舎へ移轉する。



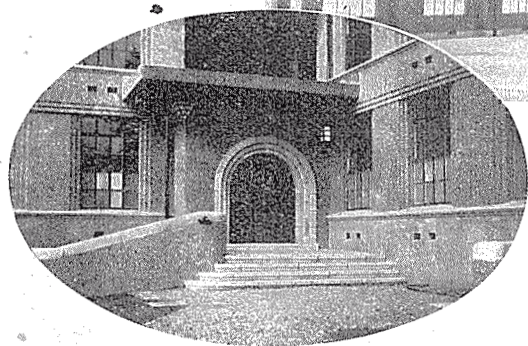
天六學舎大講堂の内の一

天六學舎
學生昇降口

理事増山忠次氏住所變更

理事増山忠次氏住所は今般大阪府告示により町名番地左の通り變更となつた。

大阪市住吉區旭町二丁目九九番地



評議員小倉正恒氏住所變更

評議員小倉正恒氏住所は今般大阪府告示により町名番地左の通り變更となつた。

大阪市住吉區相生通一丁目二四番地

教職員動靜

豐岡佐一郎氏。(講師) 今般左記へ轉居された
大阪府豊能郡箕面村櫻井四番通二丁目
霜村盛郷氏。(前學報局主任) 曩に九州帝國大學法文學部に入學されたる氏は、專念勉學の目的を以て本學を辭せらるることとなり、九月二日午後五時五十分發列車にて本學關係者校友等多數の見送を受けつつ彼地向け出發された。氏は同學部に於いて英文學を專攻せられる由。

尙住所は當分左記の如くである。
福岡市石城町一丁目一七番地上杉博茂方

協議員廣瀬德藏氏嚴父逝去

本學協議員廣瀬德藏氏嚴父種藏氏八月三十一日長逝せられた。尙本葬に際し本學よりは櫛一基を供へ弔意を表した。

——(第一頁より續く)——

以上私は何らの前言をも用ひずして、農奴並に隸農制度に關する歴史的文献の若干を引用した。かくすることに依つて、自ら奴隸と農奴との間の區別が明瞭ならしめられ得ると信じたか

らである。たゞ特に注意を要すると考へられることは、右引用文中に所々にも見えて居る如く、動もするとその名稱若くは法律上の稱呼とが正確な一致を缺くといふ點である。而してこの種の不一致は、一者が他者の發展形態であるといふ歴史的關係に於ては常に多少とも免れ得ぬところである。従つて又吾々が、奴隸と農奴との間に於ける、名稱の如何に拘らず本質的差異を明かに把握することとを必要とする所以でもあるのである。要するに、被強制労働者が、最早全然主人の意の儘に成るといふことなく、一定の賦役若くは實納義務を負ふに過ぎなくなるに至らば、かくの如き状態はよし種々様々の名稱で呼ばれて居るにせよ(serfdom, subservency, colonatus等)、奴隸制度にあらずして隸農制度である。又よし右に述べた如き用語の不明確から不注意な著者たちが往々にしてなす如く、奴隸又は奴隸制度の名稱の下に或階級のことが叙述されても、吾々はその階級が現實に置かれて居る地位如何に依り、それが果して稱されて居る通り奴隸階級であるか、或は然らずして實は農奴階級であるのではないかを判別し得る筈である。このことは逆に、農奴又は隸農制度の名目の下に、不注意に奴隸階級に關する取扱が混同されてゐる場合に於ても同様である。

但し歴史的發展過程としての奴隸制度と隸農制度との關係は、別に重要な一研究題目をなすものなるが故に、他日更に觸るる機會あるを信じ、差し詰め以上を以て、冗長なる筆を擱くこととする。

——(完)——

坪	竣	起	位
數	工	工	置
	昭和四年九月十五日	昭和三年八月十三日	大阪市東淀川區長柄中辻二丁目二番地

敷地	二、二四・六五	
延坪	六七六・九一	
地坪	二、二九・二一	
一階	四六・四二	
二階	四五五・九一	
三階	四四四・三三	
四階	四四三・一九	
別館	一〇三・三六	
	二二一・〇〇	
大講堂	教務室	四〇
學長室	理事室	一
會議室	事務室	一
教授室	應接室	四
校長室	學生課室	一
學報課	圖書閱覽室	一
書庫	學生控室	一
柔道場	劍道場	一
銃器室	電氣室	二
倉庫	小使室	一
便所	宿直室	一
淨水		
性質及樣式	耐震耐火鐵筋コンクリート近世自由式	
外觀	五色砂利大粒洗出し塗りにして外容高 雅典麗たらしむ	
大講堂	收容人員二千、床はモルタル及マグコ ルク塗にして壁及天井は音響の關係上 コルクペンキ仕上ぐとす	
屋上露臺	床コンクリート打防水工事を施す	
換氣裝置	外部レヂスターにより廊下側無双窓に より一部排氣筒を設ぐ	
暖房設備	瓦斯新式スチームヒーターを用ふ	



山岡記念文庫に就いて

山岡記念文庫設立に就きましては、大方各位の御賛同と御高援とを辱ふし、多數の御申込を得ましたことは發起者一同にとつて洵に感佩措く能はざるところで茲に各位に對し厚く御禮申し上げる次第であります。就いては近く募集を締切りたいと存じますからこの際御申込を得ますれば幸甚の至に存じます。

昭和四年九月

山岡記念文庫發起人一同

山岡記念文庫寄附申込者芳名

(申込順)

口數	氏名	口數	氏名
二	喜多又藏氏	一	林安繁氏
五	高木利太氏	一	砂川雄峻氏
三	新庄清一氏	一	喜多村桂一郎氏
一	高津啓一氏	一	吉田音松氏
一	武田藏之助氏	一	仁保龜松氏
二	猪飼九兵衛氏	一	増山忠次氏
二	松本順吉氏	一	内藤正剛氏
三	武内省三氏	一	黒田莊次郎氏
一	向軍治氏	一	武田宣英氏

口數	氏名
一	所勇氏
一	鹿子木彦三郎氏
一	影山銑三郎氏
一	本莊鐵次郎氏
二	矢口孝次郎氏
三	岡田永太郎氏
一	鈴木富太郎氏
一	田中千里氏
一	公莊惟篤氏
二	小西儀助氏
一	白莊司芳之助氏
五	市川誠次氏
二	川井源八氏
二	安川清三郎氏
一	星野行則氏
一	桑田熊藏氏
一	大阪商船株式會社殿
一	角源泉氏
二	平松憲夫氏
一	瀬古孝之助氏
三	山口房五郎氏
一	鈴木六二氏
一	大屋敦氏
五	内山熊八郎氏
三	牧野良三氏
三	弘世正二郎氏
一	村松岩吉氏
一	作田莊一氏

校友彙報

校友會東海支部懇親會

校友會東海支部にては、七月十二日午後六時より支部長坂口清氏金澤地方裁判所部長判事に榮轉されたるにつき、同氏の送別會を兼ね臨時懇親會を名古屋ホテルに於て開催した。集まる者十三名、九時盛會裡に散會す。當日の出席者左の通りである。

坂口清氏(以下順序不同)馬淵錦八、北本常三郎、宗本利市、阿澄秀夫、住野駿、平出修吉、清水正秀、成田幸一、中島潮海、中根孫一、富田英雄、松本駒吉。

尙後任支部長として名古屋地方裁判所部長判事北本常三郎氏を満場一致推薦し同氏の承諾を得た。

幹事松本氏報

詩文會懇親會

昭和四年度専門部文學科卒業生を以て組織せる詩文會にては、八月二十四日午後六時よりサロ・ン・クサンに於て、夏季懇親會を開催した。來り會する者、吉田庄太郎、中西武、浦島幸一、楠正圓、櫻卯三郎、宮崎捨勇、神屋敷民藏、安川安太郎の八名會則の改正を議し、終つて漫談數時一同歡を盡して散會した。

校友動靜

中山幸市氏(大一三商)今般關西住宅株式會社に入社。

原關太郎氏(大一五專法)過般日本信託銀行に入る。

清水 郡造氏 (大七法) 神國海上火災保險神戸出張所長に昇進。

廣實 郁雄氏 (大二三法) 北區樋ノ口町に於て白米商を営む。店名は灘萬白米部。尙氏の自宅は北區善源寺町六丁目一二である。

遠藤正一郎氏 (大五專經) 今般東京市京橋區銀座二丁目谷中建築事務所に入る。

藤井 清秀氏 (推) 六月十一日施行された大阪府會議員補缺選舉(西區)に際し最高點を以て當選の榮譽を荷はれた。

吉岡 直之氏 (昭二專商) 今般八幡市旭硝子會社牧山工場に轉勤。

上野 康雄氏 (昭二專法) 目下野村銀行本店に勤務。

日野谷宇市氏 (大三法) 法律事務所を東區内淡路町一丁目に移轉。

柴田 治氏 (大五專法) 辯護士。今般岡山縣津山市椿高下三七に事務所を開設。

木村 太郎氏 (大二法) 目下加島信託株式會社に勤務。

福西新右衛門氏 (大五大法) 今般松江地方裁判所檢事に榮轉。新住所は松江市北堀町北ノ丁。

利雄氏 (昭三專文) 實業の臺灣社を辭し臺灣總督府殖產局山林課に入る。

前田 貞次氏 (大六法) 過般大阪市立北市民館に轉勤の由。

坂口 清氏 (明三四法) 名古屋控訴院判事より金澤地方裁判所部長判事に轉任。

齋藤 省一氏 (舊姓土屋) (昭二專經) 大阪銀行集會所を退き岡山縣笠岡町に於いて商業に従事することとなつた。

近藤 龍雄氏 (昭三大經) 今般聯合紙器株式會社に入社。

小川 成雄氏 (大一一商) 今般計理士登録津市岩田町二一八にて一般會計事務に従事することとなつた。

長谷川威亮氏 (明三八法) 朝鮮公州地方方法院洪城支廳に轉任。新住所朝鮮忠南洪城官舎。

松島 翠氏 (大一二經) 東京讀賣新聞社記者主任として在勤。目下住所は東京府豊多摩郡上落合六五五。

滿田清四郎氏 (大九專大法) 松山地方裁判所判事より尾道區裁判所に轉補された。

新住所尾道市久保町七丁目病院横。

廣島庄太郎氏 (推) 大阪中央電信局長より東京中央電信局長に榮轉。

田村 昌義氏 (推) 川口署長より玉造署長に轉任。

澤邊金三郎氏 (大三法) 府警務課より朝日橋署長に轉任。

瀧石 良馬氏 (推) 島之内署長に補せらる。

武田左二郎氏 (明三六法) 堺署長たりしところ今般退職。

井波 義吉氏 (大三法) 曾根崎署長たりしところ今般退職。

林 忠三郎氏 (大六法) 御厨署長より富田林署長に轉任。

橋本民三郎氏 (大六法) 今福署長より網島署長に轉任。

眞木益太郎氏 (大一一法) 大阪府警察部刑事課より住吉署長に轉任。

竹田佳次郎氏 (大六法) 住吉署長より中本署長に轉任。

植田庄太郎氏 (大七法) 鳳署長より十三橋署長に轉任。

林 繁氏 (大三法) 市岡署長たりしところ今般退職。

加戸辰三郎氏 (大四專法) 島之内署より特別高等課へ。

古川 龜雄氏 (大一一法) 木津川水上署長より大阪港水上署長へ。

米良貫一郎氏 (昭二專法) 船場署より川口署へ。

田川 又一氏 (大一一法) 川口署勤務たりしところ退職。

渡邊 辰巳氏 (大一一法) 船場署より津田署長へ。

溝端 龜吉氏 (大一一法) 黒山署より市場署長へ。

德竹 要氏 (大五大法) 玉造署より大阪府特高課へ。

織田佐代治氏 (大四大法) 玉造署より大阪府保安課へ。

河野 悅敷氏 (大四專法) 鶴橋署より天満署へ。

中川八百八氏 (大九法) 府高等課より島之内署へ。

天宅 俊治氏 (大五專政) 船場署より住吉署へ。

今西榮治郎 (昭四專商) 此花區恩貴島南之町一六〇河西方

平田 三三 (昭二專商) 奈良縣高市郡八木町三三
井上 常義 (昭三專法) 大分縣警察練習所内
森川雄二郎 (昭二專商) 北區堂島濱通一丁目五六
山本 誠一 (昭三專商) 西田方
上野 康雄 (昭二專法) 靜岡市中町三五
林榮作方 東淀川區國次町三一六小

校友住所移動

今西榮治郎 (昭四專商) 此花區恩貴島南之町一六〇河西方

平田 三三 (昭二專商) 奈良縣高市郡八木町三三

井上 常義 (昭三專法) 大分縣警察練習所内

森川雄二郎 (昭二專商) 北區堂島濱通一丁目五六

山本 誠一 (昭三專商) 西田方

上野 康雄 (昭二專法) 靜岡市中町三五

校友改姓名

昭二專經 土居省一 齋藤省一

昭三專經 土居省一 齋藤省一

昭四專經 土居省一 齋藤省一

昭五專經 土居省一 齋藤省一

昭六專經 土居省一 齋藤省一

校友逝去

昭和四年七月四日 大阪市警區桂町三丁目一四

岡村 順藏氏 大正十三年商業學科卒業

右訃音に接し謹んで弔意を表す

昭和四年七月四日 大阪市警區桂町三丁目一四

岡村 順藏氏 大正十三年商業學科卒業

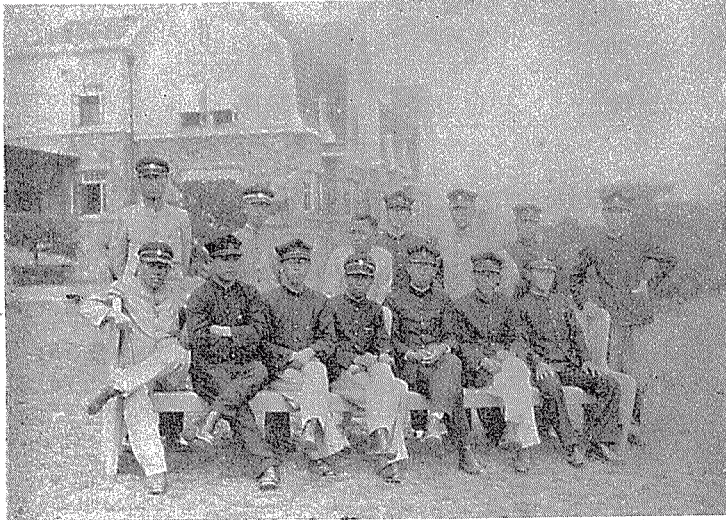
學生彙報

和歌山縣人會報

第一回郷土訪問學術講演大會——創立以來堅實なる發展をなしつゝ、あつた福島學舎和歌山縣人會では、千里山同縣人會と合同して、豫ての懸案であつた學術講演會を、去る八月二十四日午後六時半より和歌山市公會堂に於て開催した、各辯士の舌端火を發するばかりにて各その専門の學究的立場から時事問題を痛烈に批判し滿堂の聽衆をうならせ、盛會を極めた尙當日のプログラムは左の如くであつた。

プログラム

- 開會の辭 和 田 正 男
- 政治の倫理化を論ず 松 前 健
- 一學生として 白 川 友 三 郎
- 都會生活の裏面 推 崎 和 夫
- 法律の動きの新傾向 藤 本 清 勝
- 階級闘争の必然性 藤 田 春 雄
- 意、熱、情、 鈴 木 熊 太 郎
- 挨 拶 楠 井 重 夫
- 現代を見つめて 角 盛 三 郎
- 有する者より有せざる者へ 二 澤 定 勝
- 本邦に於ける金輪解禁の意義と必然性 瀬 戸 健 助
- 和歌山の浪は斯く叫ぶ 新 谷 正 弘
- 新政治意識の發生 小 山 良 次
- 挨 拶 阪 本 憲 三
- 民衆大船は血染の波上をさして 戸 川 一 夫



一行の一部行旅のけにルテホ和

社會科學の理念に就て 谷 口 宗 一
所 感 高 垣 善 一
思想問題批判 辰 巳 經 世
閉會の辭 石 井 茂 太 郎

眞摯なる經濟學の研究團體として待望久きししてゐた「經濟學研究會」は一ヶ年に餘る發起者の熱心なる要望に基いて、最近漸く具體化し、「千里山經濟學會」なる名稱の下に公式に認可されるに至つた。

經濟學研究會の創立



影 据 念 記 會 演 講 術 學 問 訪 土 郷 回 一 第 會 人 縣 山 歌 和

本會は左の會則に基いて今後經濟學理論の研究を専らにし斯學に對する熱心なる研究者の参加を希望する次第である。

尙本會は夏休みも間近かに迫つた七月中旬酷暑を避けて、千里山住宅千里食堂に於て、第一回の會合を催し、席上經一加古撤次郎君の「アダム・スミスの價值論研究」の報告あり終つて會長並に會員の批判續出し、稀に見る熱心さの中に會を閉じた。次回は第二學期初頭に會し、會長武田教授、外數氏の諸研究の發表並に報告をなす豫定。

會 則

- 第一條 本會ハ千里山經濟學會ト稱ス。
 - 第二條 本會ハ經濟學ニ關聯スル學理ヲ研究スルヲ以テ目的トス。
 - 第三條 本會ノ事務所ヲ關西大學學舎内ニ置ク
 - 第四條 本會ノ事業左ノ如シ。
 - 一、理論研究 會長指導ニヨツテ研究ヲナシソノ成果ハ毎月例會ヲ開キテ發表ス。
 - 一、講演會 貴顯紳士ヲ招待シテ講演、談話ヲ聽ス。
 - 一、實地見學、有益ナル見聞ヲ擴メンタメ實地見學ヲ行フ。
 - 第五條 本會ノ役員左ノ如シ。
 - 一、會長及副會長 各一名
 - 一、顧問 若干名
 - 一、委員 同
 - 會長副會長ハ教職員中ヨリ顧問ハ本學教職員及貴顯紳士ヲ推ス、委員ハ會員中ヨリ互選ス。
 - 第六條 本會ハ關西大學教職員及學生ヲ以テ組織ス
 - 第七條 本會維持費ハ會員中ヨリ支辨ス。
 - 第八條 其他必要ナル細則ニツキテハ會員ノ申合セニヨル。
- 本會ノ發起者及會員左ノ如シ
- 一、會長
 - 一、副會長
 - 一、顧問
 - 一、會員
- 佐伯三郎君報

旅行部報

滿鮮見學旅行——七月十五日午前九時四十六分大阪發、關釜聯絡船にて翌朝釜山に上陸、目新しき沿線の風光を愛でつつ夕刻京城に着、市内を見物して夜行列車にて元山に向ふ。十七日午前八時半元山を出帆、午後二時長箭に

上陸、海金剛まで自動車を駆り、更に小舟に乗つて海金剛、海萬物相等を見物す、それより自動車にて温井温泉に至り二泊、翌日外金剛の探勝をなす。仰けば奇峯壁立し、俯せば碧水或は飛瀑をなし變化の限りを盡してゐる先づ金剛門をくぐり、玉流洞、連珠潭、飛鳳瀧、舞鳳瀧等の奇勝を稱へつつ約二里餘にして上八潭に出で、九龍淵に到り宿に歸る。歸途外金剛玉流洞に水浴し、又神溪寺附近なる松葉仙人の庵を訪ねなした。

外金剛に別を告げ、十九日午後二時過温井里を出發、長箭より朝鮮郵船にて元山に至り夜の鮮人町を見、夜行にて京城に向ふ。翌日南大門、朝鮮神宮、商品陳列館、總督府、景福宮、昌德宮、動植物園、昌慶苑等を見學して京城に一泊す。二十一日平壤に向ひ同地に一泊、翌日箕子陵、乙密台、玄武門を経て牡丹台に至る。大同江に臨める牡丹台の景を稱しこれより水明寺に詣で、浮碧樓より小舟にて大同江を下る。清流碧、大同門等を見學し、夜行にて滿州に向ふ。二十三日早朝奉天着、馬車五臺に夫々分乘し、北陵見學の後、奉天城内に至り、吉順絲房の露臺より際しのない滿州の平野を眺め、撫順に至る。これより旅順に向ひ馬車にて、爾靈山高地、博物館、白玉山表忠塔、東鶏冠山、北保壘等を見學し日露戰當時の激戰の跡を思ひ浮べ、感慨これを久しうした。二十四日夕大連着、翌日碧山莊にクリーの寄宿舎を見學し、次いで中日文化協會を訪ね、滿蒙についての長時間に亙る講演を聴く、二十五日、偶本學野球部と、大連實業との對戰あるをきき、早速應援に赴き野球部選手諸君の努力をねぎらひ、愈二十六日

午前十時出帆の香港丸にて歸國の途に就く。途中門司に上陸、海外協會南洋視察團にも會し、その出發を祝し、二十九日早朝神戸着解散。

因に一行は左の通りである。

竹内雅男、中村敬次郎、北村源平、日下康夫、望月康、小池照太郎、初田利一、廣瀬義臣、中川喜久造、左海伊和、小山修、藤賀政一郎、德谷卯兵衛、以上諸君。

—— 德谷君報 ——

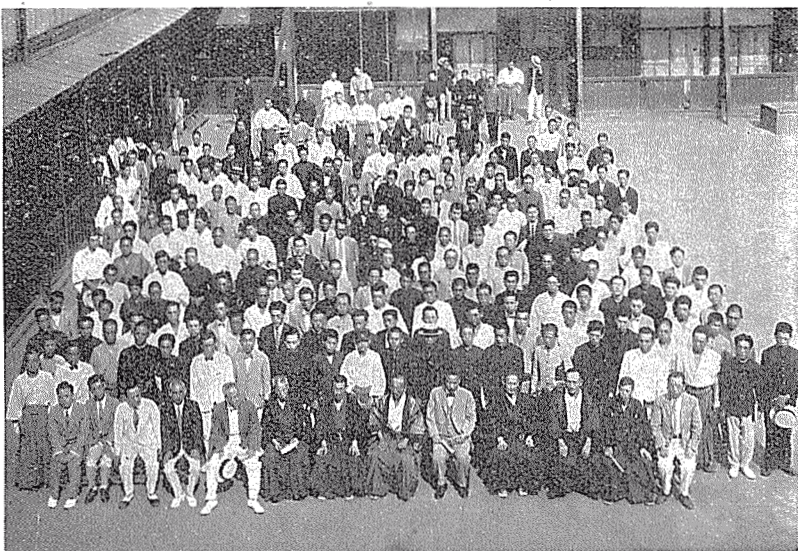
支那(青島、上海)見學旅行——七月廿六日、第一班と共に滿鮮の地を踏破したる我第二班の一行は本日大連出發歸阪の途に着く。第一班を埠頭に見送りたる後午前十一時出帆の大連丸に乗す。同船にて一行は種々の外人達と共に愉快なる航海を續ける。七月二十七日、午前十時半頃青島に寄港五時間の停船中上陸をなし、自動車にて日獨戰爭當時獨軍の固守したるモルトケ砲臺を視察したる後市街の須要なる通路を見學して歸船す。

七月廿八日、航海中船内を隈なく見學し支那沿岸の潮流等の説明をきき楊子江口の吳淞より黃浦江を遡りて午後三時上海に着く。港内を一巡したる後、先づ市街中換貨に影響ある市場を巡り午後十一時宿屋に落着く。

七月廿九日、早朝より市街見學に出る。先づ名工の支那焼を見んものと上海埠塢會社を訪れ、同工場を見學後同社員の案内にて二三の

工場をも見學す。租界全部を一巡し就中黃海灘路に立ち並ぶ日本銀行、會社等を訪れ午後六時歸宿す。同夜前記會社の社長主催の歡迎晚餐會に招かれ、同氏より日支親善についてのお話を拜聞し、同夜痛快なる郊外ドライブを試みて歸宿す。

—— 中村君報 ——



第七回夏季講習會紀念攝影

漕艇部報

關西選手權競漕會——日本漕艇協會關西支部主催、大阪朝日新聞社後援の第二回關西選手權競漕會は、九月八日午前十時より宇治川淀コースで舉行された。この日朝來の雨なほ歇まず、雨をついて開始されたが、決勝レースの行はれる正午頃から雨漸くやみ、レースはますます白熱化し選手權レースに相應しいコンディションとなつた。本學は本年初めての出漕なるも、よく力を盡し、三艇身の差で古豪京都帝大を破り、本學の優勝するところとなつた。

碧南詩鈔 (其三)

蘇州 三浦岩松

送人辭官歸北海

人間寵辱笑瞿瞿 肯向江湖問毀譽。收翼逍遙今欲去。

大鵬原來北溟魚。

夏夜

一灣暮色接龍城 柔櫓無聲漁父明。如水早涼吹捲袂 半天眉月逐潮生。

迎芭竹書家賦贈

松岡東隱 藤松里赤在席

隨綠湖海縮鷗盟。一研周魚揮管城。魚龍。舊雨來時今雨亦。頭々話盡十年情。

八月

風如死。南天一片雲。雨來黃土濕。樓外不看山。

フィッシャー教授の 貨幣價值變動論 (上)

森川 太郎

は し が き

本稿はエール大學教授アーヴィング・フィッシャーの近著『貨幣の幻覺』(Irving Fisher: The Money Illusion, New York, 1928)の梗概の紹介である。原著は四六版約二百五十頁の小冊であつて、内容は教授が一九二七年の夏 The Geneva School of International Studies に於て爲せる講義を基本にしたものである。従つて教授独自の貨幣理論を展開して特に學問的價值を問ふ云ふやうな著作ではない。教授自身序文に於て述べてゐる如く、本書の主たる目的は貨幣の購買力が如何に不安定であるか、其不安定の原因及び影響、並びに其對策等を寧ろ實業階級の讀者に對して闡明せんとするにある。

實を云へば筆者は先づ此書物の表題の奇なる心を惹かれて讀んだ(尤も教授自身は Money Illusion なる語を既に Stabilizing the Dollar の中に使用してゐる。同書第三五頁)。讀んで教授一流の明快なる叙述正確なる問題の把握が能く前記の目的を達してゐることを知つた。恰も貨幣安定問題が論議の焦点となる我國の今日に於て(金解禁の問題は畢竟貨幣價值安定の問題である)、斯くの如き意味を有する原著の内容一斑を紹介することも強ち徒爾ではあるまい。尙原著は本文八章の外に補遺として關係書目表、他書よりの引用文一覽等四項目の附録を添へ讀者の一層深き研究に備へてゐる。本稿の記述も大體原著に従つて章を追ふた。最後に教授の略歴と主要著作を示して置かう。

〔略歴〕一八六七年ニューヨーク州 Saugerties に生る。長じてエール大學に入り一八八八年に A. B.、一八九一年に Ph. D. の學位を得。一八九三年より

九四年にかけてベルリン及びパリに遊學す。遊學前數學の教師をなしたることあり、歸朝後母校エール大學に經濟學助教授たること三年、一八九八年經濟學教授となつて今日に及ぶ。一八九六年より一九一〇年まで Yale Review の編輯を主宰したる外公私の調査機關に關係せること頗る多く、現にアメリカ經濟學會、英國王立經濟學會其他著名の學會に會員となつてゐる。經濟學者として數學に造詣深く、貨幣數量説の世界的代表者である。

〔經濟學に關する主要著作〕

- 1) Mathematical Investigation in the Theory of Value and Prices, 1892.
- 2) The Nature of Capital and Income, 1906
- 3) The Rate of Interest, 1907.
- 4) National Vitality, 1909.
- 5) The Purchasing Power of Money, 1911.
- 6) Elementary Principles of Economics, 1913.
- 7) Why is the Dollar Shrinking? 1914.
- 8) Stabilizing the Dollar, 1920.
- 9) The Making of Index Numbers, 1920.
- 10) The Money Illusion, 1928.

一 貨幣の幻覺一斑

今日アメリカのドルは漸く七〇セントの價值即ち戰前に於ける七〇セントの購買力を有するに過ぎない。換言すれば一九一三年の七〇セントは今日の一〇〇セントが購ひ得るだけの商品を買ひ得たのである。ドルは最早戰前のドルと同じものではない。ドルは一見常に同じものの如く見ゆるが、實は不斷に變化しつつある。而も單りアメリカのドルのみならず、イギリスのポンド、フランスのフラン、イタリアのリラ、ドイツのマーク等凡て貨幣の單位にして然らざるものはない。此事實——貨幣の購買力不安定より多くの重大な問題が

生じて来る(P. 3)。

此問題に對する注意は世界大戰を原因とする近年の物價騰貴に依つて新しく喚起せられたが、尙其範圍は經濟事情を研究する者の間に局限せられ、一般の人人は斯くの如き問題の存在さへ餘り知らないかの如き觀がある。何故人人は其生活に重要な關係を有つ此基本の問題を爾く看過し易いのであらうか? 他なし、『貨幣の幻覺』(『The Money Illusion』)の爲めである。即ちドル又は其他貨幣單位の價值が騰落することを看誤る爲めに外ならぬ。吾等は單純に『ドルは一ドル』であり、『フランは一フラン』であることを、即ち凡て貨幣は凡て安定であることを間違ひなきこととして考へてゐる、恰も昔コペルニカスが出づる前まで人人が地球は不動であり、日出・日没の如き事實が眞に存在すると考へてゐた如くに。しかし今や吾等は日出・日没等は地球が地軸を中心として廻轉することから生ずる幻覺であることを知つてゐる。同様な觀念の轉換を吾等は貨幣を考へる上に於て必要とする『生活費の昂騰』を多くの商品の價格が一齊に騰貴したと考へる代りに、變化せるはドル又は他の貨幣單位なることに氣がつかねばならぬ。(P. P. 4-5)。

特に何人も自國の通貨に就いては此『貨幣の幻覺』に悩まされる。自國の通貨が不變であるのに外國の貨幣が騰貴する如く見えたり、又は需要供給の關係で個個の商品價格が騰貴すると考へられたりする。私は曾つてベルリン郊外に一の雜貨店を營んでゐる聰明なドイツ婦人と長時間語つたが彼女も矢張り其一例であつた。彼女はドイツの物價騰貴に就てこ

まごました原因を挙げた、而も其主たる原因——マーク紙幣の驚くべき膨脹については何事をも語らなかつた。恐らく此婦人は過去八年間物價騰貴に苦んで來たのであるだらうに未だ曾つて其眞因たる紙幣膨脹(Paper money inflation)には思ひ到らぬのである——當時インフレーションの結果マークの價值は戰前の五十分の一に下落し従つて物價は約五十倍になつてゐた。彼女は暴利を貪ると思はれるのを恐れてか『只今お賣りしましたシャツをこれから仕入ますには丁度お賣りした代價だけかかりますが、夫は以前に安く買つてありましたので若干儲つてゐます』と附け加へた。しかし彼女は利益を得てゐない、寧ろ損をしてゐる。彼女は唯『貨幣の幻覺』に欺かれて利益を得たと思つてゐるに過ぎない。彼女は一年前シャツを買ふに拂つたマークと、今日私が支拂つたマークとを同じものだと考へてゐる。そして變化常なき單位を以て勘定を立ててゐるのだ。此變化しつつある單位に於ては彼女の勘定は利益を示すであらう。しかし一度其勘定をドルに換算すれば忽ち損失を示したであらう、更に商品一般の單位に換算すれば一層大きな損失があらはれたであらう——何となればドルも亦下落してゐたから。吾等は此様に到る所で——オーストリアでもイタリアでも、フランスでも、イギリスでも——其國の人人が自國の貨幣は下落してゐない。物價が上つたのだと考へてゐる例を見出す。従つて貨幣を異にする各國の人がお互ひに其紙幣を比較するとなると人人は各自の考へが互に衝突することに驚くであらう。此事はドイツで債務を負ふてゐた一アメリカ婦人

に依つて能く例示される。アメリカの參戰に依つて彼女は二年間ドイツと普信不通であつた。戦後彼女は其債務を辨濟せんが爲めドイツへ渡つたが、常に其債務を七、〇〇〇ドルだと考へてゐた。處が法律上に於ては夫はドイツの貨幣單位に従つて二八、〇〇〇マークの債務となつてゐた。彼女は銀行へ行つて『お借りしてゐた七、〇〇〇ドルをお返します』と云つたが、之に對する答は『七、〇〇〇ドルではありません、二八、〇〇〇マークです、そして此額は只今では約二五〇ドルになつてゐます』と云ふにあつた。其處で婦人は『いや、私はマークの下落で儲けやうと考へてゐるものでありません。七、〇〇〇ドル支拂ひます』と頑張つて行員を驚かしたが、要するに之も貨幣價値の變動に氣附かず、婦人はアメリカのドルで計算をし、銀行はドイツのマークで勘定をして居た爲めに外ならぬ。婦人は二五〇ドルの代りに七、〇〇〇ドル支拂はうと主張したが、然しドルも亦下落してゐるから元金七、〇〇〇ドルは購買力に於て今日の二二、〇〇〇ドルに當る、故に二二、〇〇〇ドル返して貰ひ度いと要求せられたならば彼女は矢張り抗辨したであらう、そして始めて問題の要點を理解し得たに違ひない。

斯くの如き貨幣の幻覺は金本位維持せる國民にも例外を許さない。アメリカ人はドルを一定不變と考へてゐるが夫は唯一定重量の金に引換へられると云ふ意味に於て一定せるのみ夫が支配し得る商品や便益の量は決して一定してゐない(P. 11)。會つて一九一九年のインフレーション時代に貨幣價値の下落に氣附いた銀行家は嘆じて云つた『自分はこれまで自

分の銀行の預金や貸出が膨脹したことを誇つてゐたが、考へて見るとドルの價値が下落してゐるから夫を考へれば、戦前と同じ分量の商賣を唯二倍になつた物價水準で行つてゐたに過ぎない。自分の誇つてゐた膨脹は一の幻に過ぎなかつた』と。

又定額の利子其他を受取つてゐる投資家は上述の如き事實を考慮に加へると自分が考へて



教授 - チャーリー・フ・ダウアー

つある、而もかのドイツの店主のやうに自らそれを知らなかつたのだと云ふことである。貨幣の幻覺は金本位を失ひ紙幣國となつた諸國に於てさへ可成り強い、而も此等の國に於て實業家達は貨幣價値の變動を示す二つの目印しを目前に見つゝあるのである。一は以前金の貨幣——金マーク、金フラン、金クラウン等々——の相場が常に變化しつゝあること

あるより遙に低い率の收入を得てゐるに過ぎないことがある。假りに戦前五分利附の公債を購つた人があるとす。既述の如く一ドルの價値が七〇セントに下落してゐるとすれば彼の得る收入は購買力にて測る時唯三分五厘に過ぎない。此等の投資家は時に次の如きことを發見するであらう、即ち購買力に於て見れば彼は利子を受取る代りに其元本を失ひつ

他は外國貨幣の相場が常に變化しつゝあることと即ち之である。従つて斯くの如き目印しのない金本位國に於ては貨幣の幻覺は一層強い却つて此等の目印しのないことが貨幣の一定であり安定である證據として指摘せられることが屢である。しかし事實上然らざる所以は上來述ぶるところに依つて略明かになつたと信ずる。

二 貨幣價值動搖の限度

吾等は貨幣が一般の信念に反して如何に動搖常なきものであるかを述べ來つた。然らば如何にして貨幣價值の變動を、又は變動の程度を知り得るか？如何なる方法に依つて貨幣の眞の價値を測定し得るか？曰く夫は物價指數(index number of Prices)に依つてである。

物價指數とは多數重要商品の平均價格の時時の變動をパーセンテージを以てあらはした數字である。例を以て説明しよう。先づ一九一三年に於ける一ドルの貨物價値 (a dollar's worth of goods) から始める。一九一三年には凡ての主要な商品——パン、バター、卵、牛乳、布其他が、丁度吾等が日常買物をして來る割合に取合はされて買物籠に一ぱい一ドルで買へた。此買物籠一ぱいは即ち一九一三年に於ける一ドルの貨幣價值である。さて一九一九年には一ドルで此買物籠の品物が半分しか買へなかつた、即ち買物籠の價は、一九一九年には一ドルでなくて二ドルになつた。買物籠の品物の價格は全體として二倍になつたとすると、一九一九年の物價指數は一九一三年の倍になつたと云ふ。若し一九一三年の指數を一〇〇とすれば一九一九年には夫は二〇〇である。尤も此事は各の貨物の價格が何れも二倍になつたことを示すのではない。或物は二倍以上に高くなり或物は二倍も高くならなかつたであらう。中には下落した物さへあるかも知れぬ。が平均すれば全體として二倍になつたと云ふのである。斯の物價が平均して二倍に騰貴したと云ふことは一九一三年から一九一九年の間に現實に起つたことである。(但し現在では夫より下落

してゐる。吾等は此事實を二の方法に依つて云ひあらはすことが出来る。一は物價指數即ち買物籠の取合はせ商品の價格が倍になつたと云ふ表現であり、他はドルの價值が半減したと云ふいひ方である(P.P. 10-20)。

物價指數の作製方法に關しては、如何なる物價を採るべきか、卸賣物價か小賣物價か？如何なる種類の商品を選ぶべきか？各種商品の價格の間に輕重の度(weight)を認むべきや否や等種種専門的、技術的の問題が介在する。フィシャー教授は之等の議論に瞥見を與へ、現に世界に行はれてゐる多くの物價指數を擧げて説明を加へてゐる。又物價の變動に就いて大戰以來のヨーロッパ諸國及びアメリカ合衆國の物價指數の變化を仔細に跡づけてもゐるが、前者は多く技術的問題であり、後者も亦大體は人の既に知れるところであるから、一躍して左に物價指數に關するフィシャー教授の論點の二三を摘記しやう。

(一)既に明かにせる如く若し吾等が物價指數の變動を示す曲線を顛倒するならば貨幣購買力指數の曲線を得ることが出来る。此二つの指數は云はばシーソー・ゲームをやつてゐるので一方が上れば他方が下ると云ふ關係に立つ。而して兩者は同一の事柄を反對の兩側より物語つてゐるのである(P. 23)。

(二)物價指數は其作製方法に従ひ色色の種類があり夫れ夫れの目的に向つて互に一長一短を免れないが、之を概観する時は各種の物價指數は大體に於て一致するものである。(P. 25)。

(三)記録の示すところに依ると物價指數は金本位の下に於ても常に變動してゐる(尤も其

程度は不換紙幣國の場合の如く甚しくはないけれども)。此事は貨幣の價值——購買力が金本位に依つて安定し得ざること、従つて金本位が貨幣價值安定の理想を去る極めて遠き制度なることを立證するものである(P.P. 29-30)。

三 貨幣價值動搖の原因

茲に於て問題が起る、何故貨幣の購買力は變動するか？約言すれば『相對的通貨膨脹及び通貨縮少』(relative inflation and deflation)に依つてと云ふのが其答である。『相對的』とは通貨の膨脹、縮少が一定期間の取引の量に對して相對的なりとの意味である。

さて茲に謂ふ貨幣とは(一)金貨、(二)紙幣(補助貨幣を含む)筆者註、(三)銀行預金の三者を含む(尤も銀行預金が貨幣なりや否やに就いては、貨幣とは何ぞやの問題に關聯して貨幣論上諸種の異論が存することを注意せねばならぬ)筆者註。(二)の銀行預金は時に『預金通貨』(deposit currency)とも稱せられ其一般收受性(general acceptability)に於て金貨、紙幣等と必しも同じくはないが、分量に關する限りに於ては寧ろ夫等よりも重要である。何となれば事實に於て預金通貨を仲介とする取引の分量は金貨や紙幣を仲介とする夫の八倍乃至十倍に達するからである。

貨物は常に此三種の貨幣の何れかを對象として賣買せられる。而して貨物は賣手から買手(貨幣は買手から賣手)流れる。今若し一社會に於ける一定期間内の斯くの如き貨幣の流れを總計すれば貨幣の支拂高又は流通高が得られる。アメリカ合衆國に於ける一年間の貨幣流通高は六千億乃至一兆ドルと算定される。

假りに九千億ドルとしやう。すると同じ貨幣が商品を入から人(移轉せしむる作用を一年に三十回繰返すとして、合衆國內に存在する『貨幣』(信用をも含めて)の合計高は三百億ドルとなるであらう。

極めて大ざつばな例解をすれば、假りに一年三百億噸の貨物が流通するとする、此貨物の流通總量三百億噸は平均一噸三〇〇ドルにて賣買されねばならぬ。即ち貨物流通總量は夫と相對する貨幣流通總量九千億ドルと價格に於て等しくならなければならないからである。若し此貨物と貨幣との二つの流れが年年同一の步調にて繰返され、又は同じ割合で増減するならば其處には何等インフレーションもデフレーションも起らない——従つて物價水準の變化もあり得ない。斯かる狀態を正常(normal)な狀態と呼んでよいであらう。

然るに此二つの流通が步調を外したらどうなるか、例へば貨物の流通量は年年同一(三百億噸)であるのに貨幣の流通量は増加した(一兆二千億ドルになつた)とすれば如何？明かに物價は以前のまま(一噸三〇〇ドル)ではあり得ない。即ち同じ分量の貨物により多くの貨幣が支拂はれることになるから物價が騰る恰もより多くのバターの層を同じパン片にぬるやうなものでバターの層は厚くならざるを得ぬバターの厚さは物價であり、パンは即ち貨物の量である。之に反し貨物の流通量が等しいのに貨幣の流通量が減少すれば物價水準は低下する。恰もより少いバターの層を同じパン片にぬればバターの層は平均して薄くなるやうに更に貨幣の流通量が不變であつて貨物の流通量が増加すれば物價水準は下落し、反對に貨幣の流通量不變にして貨物の夫が減少すれば

物價水準は上る(物價の説明に於て斯くの如き定式を主張する説を貨幣論上貨幣數量説 quantity theory of money と稱へる。貨幣數量と貨幣價值との間に關係あることは疑ひなきところであるが、其關係が數量説の説く如く數學式的に確め得るやに關しては議論が岐れる。フィシャー教授は云ふまでもなく數量説の代表者である)筆者註。

而して實際に於て此二つの流通量が年年不變であることは決してない。貨物の夫は殆ど毎年少し宛増加しつつあり、貨幣の夫も多く増加傾向にあるが時に急速に増大し時に又減少することもある。がそれは兎に角差當つて重要なことは物價水準が貨物、貨幣二者の流通量に關係する事であり、貨幣の流通量が貨物流通量に比して増加すれば物價水準が上り、反對に相對的に減少すれば物價水準が下る、前の場合が相對的インフレーションであり後の場合が相對的デフレーションである、而して物價指數は常に此兩者の何れが進行しつつありやを示すと云ふことである(P.P. 31-35)しかし相對的インフレーション又はデフレーションの物語が以上に止まるならば問題は太でない。然るに後にも説く如く此事は人間の福祉に重大な關係を有つ。理解の一階段として吾等はインフレーション及びデフレーションの今一つの形相を明かにして置かねばならぬ。

人人の生活に對する貨幣の重要性は主として二の事項に依存する。(一)は人が幾ドルの所得を得てゐるからであり、(二)は其ドルが幾何の貨物を購ひ得るからである。人の眞實所得(real income)は此二因數の積からなる。即ち

一ドルの購買力に彼の所得のドル数に乗じた高——彼の全所得の購買力が彼の眞の所得である。人の眞實所得は個人にとつても國家にとつても最大の經濟的關心事である。普通人の眞實所得の増減は、云ふまでもなく、一社會の眞實所得の合計が其社會の人口よりもより急速に増加しつつありや否やに依つてかかる。茲に於て吾等は人口一人當りに對する貨幣流通量及び貨物流通量の二を物價變動の目印し (tell-tale) として打建てる事が出来るであらう。即ち人口一人當りの貨幣流通量が不變であつて物價に變動が生じたならば夫は恐らく一人當り貨幣流通量の變化に原因する。若し人口一人當りの貨幣流通量同一にして物價に變動あらば一人當り貨物流通量の變化が其原因であらう。兩者同時に動いて夫夫物價に影響を及ぼすことあるは云ふまでもない。此視點から物價水準變動の原因を探れば次の四項を得る (P. 38)。

一、人口一人當り貨幣流通量の増加

二、人口一人當り貨幣流通量の減少

三、人口一人當り貨物流通量の増加

四、人口一人當り貨物流通量の減少

右の中最初の二項に依るインフレーション、デフレーションを『絶対的インフレーション』及び『絶対的デフレーション』 ("absolute inflation" and "absolute deflation") と呼んでよいであらう。此呼稱は勿論前述の『相對的インフレーション』及び『相對的デフレーション』に對する。後者は云はば人口一人當りの貨物流通量に對する人口一人當りの貨幣流通量の増減 (the increase and decrease in the per capita flow of money relation to the per capita flow of goods) であつた。

斯く定義することに依つて吾等は相對的インフレーション、相對的デフレーション、絕對的インフレーション、絕對的デフレーションの言葉に明確なる意味を與へ、普通用ひられてゐるインフレーション、デフレーションの漠然たる語義を排して正確に思考を進めることが出来るであらう。

然らば斯くの如きインフレーション及びデフレーションを生ずる原因は何か？ 一般的に云つてインフレーションは政府が財政困難にある時、特に戰時又は戰後政府の財源が涸渇せる時に來る。戰爭は多くの場合に於て紙幣及び信用の大膨脹を來さしめる——従つて物價の暴騰を惹起する原因であつた。

紙幣及び信用のインフレーションは間接に金の價値を低める。例へば世界大戰の爲めにアメリカでは金のインフレーションが起つた。即ちヨーロッパの紙幣膨脹に依つて金がアメリカに流入したのである。此金のインフレーションの結果生じた金の購買力の下落は未曾有の程度に達した。アメリカの金ドルの購買力は一九二〇年には一九一三年の四〇パーセントにまで低落したのである。此下落はかの南北戰爭當時。不換紙幣のグリーン・バックの價値下落と同じ程度である。

しかしインフレーションは必しも戰時に生ずるとは限らない、平和の時にも屢起る。又新しく金鑛が発見せられたり、冶金術の改良があつたりした場合には平時でも金インフレーションが生ずる。尤も平時に特に多いのは信用インフレーションである。これは銀行法や銀行慣習の變化に伴つて起る。一例はアメリカに於て聯邦準備法の制定に依つて兌換券の金準備率が引下げられた爲めに (即ち從來と同量の金準備高を以てより多くの紙幣が發行され得る) 信用大膨脹の可能性を招來したと等である。

轉じてデフレーションを見やう。これは金鑛の涸渇や、政府の流通貨幣回収や、銀行の信用制限等に依つて惹起される。又紙幣のデフレーションは戰後政府が不換紙幣を兌換紙幣に回復せんとする時に最も多く起る。一八六五年から一八七九年にかけてのアメリカ、一九一八年のイギリス等は此例である (P. 39)。

カに於て聯邦準備法の制定に依つて兌換券の金準備率が引下げられた爲めに (即ち從來と同量の金準備高を以てより多くの紙幣が發行され得る) 信用大膨脹の可能性を招來したと等である。

四 通貨伸縮の直接的影響

人人は從來『生活費の昂騰』を貨物の拂底と心得た——即ち物價水準の騰落を以て貨物の多寡を示すものと考へた。が今や吾等は夫が寧ろ貨幣の多寡を示すものであることを知つた而してインフレーション、デフレーションは常に相對的たるばかりではなく時に絕對的の場合もあるのである。此視點から眺むる時物價水準の騰落は人人の心に從來とは全く異つた形相に於て映らなければならぬ。若し『生活費の昂騰』が食物、衣服、住居其他、財貨の事實上の拂底に基く場合には、夫は一般人的の窮乏を、即ち人口一人當り眞實所得の減少を意味する。しかしインフレーションに依る『生活費の昂騰』は必しも人人の福祉が平均して引下けられたことを、換言すれば一人當り貨物流通量の減少を意味しない。例へば從來二、〇〇〇ドルの所得を得てゐた人が四、〇〇〇ドルを得るやうになつた、と同時に彼の購入する品物が全體として二倍になつたとす

るならば、彼の狀態は善くも悪くもなつたのではなからう。世界大戰以來の物價の騰貴及び下落は實は多く此種類のものであつた。茲に於て問題が生ずる、抑も貨幣の量が多くなつた爲めに物價が騰貴したと云ふ事が如何なる結果を醸し出すか？ 從來よりも二倍の貨幣を持つてゐるから同じ物を買ふ爲めに二倍の貨幣を支拂ふと云ふに止まるか、然りとすれば夫は單に簿記の數字を大きくするだけではないか？ 果して何の實質的重要性を有するのであるか？

然り、若し凡ての人の所得が物價の變動に應じて調整されるならば夫は何等の重要性をも有しない。しかし事實は斯くの如く進行しない。インフレーションに依る物價の騰落が吾等の實生活に及ぶ影響——寧ろ害悪は凡そ次の三點より發する (P. 41-42)。

(一) 貨幣單位はあらゆる貨物の價値測定の基本である。故に夫の變化は其影響の及ぶ所頗る廣汎である。假りにヤードの長さが變化したとしても夫はヤードで測る貨物の上に影響を及すに過ぎない、しかし貨幣單位の變動はヤードで測る貨物の上にも、ブツシエル、クオーツ、ポンド、噸、エーカー、ガロン、キオワット或ひは日、時等で測る貨物、勞働の上にも凡て影響を及ぼす。

(二) 貨幣は長期契約 (貸借、利子、年金、保險、等等) の單位として用ひられる。其場合には今日のドルと將來のドルとが交換せられることになる。此事に關聯して貨幣單位の動搖が齎す害悪は後にも述べる如く (一) の場合よりも一層重大である。

(三) 物理的長さ等の單位に於ける變化は忽ち

人に依つて看破される。しかしドルの些末な變化に伴ふ恐るべき結果は貨幣の幻覺の故によく認識せられない。斯くて害惡の根源が究められない故に更なる害惡が重ねられる。次に各個の場合に就て前記の影響を跡づけて見やう。

先づ債權者と債務者との間に不正を生ずる。即ち若しインフレーションが起つて物價騰貴するとせば債權者は損をし債務者は得をする之について人或許は云ふであらう、債權者が失つただけは債務者が得てゐる、社會全體としては何等損害はない。然らば諸君が泥棒に押入られた時人あつて『君がとられただけは泥棒が得をしてゐる、社會全體としては何でもない!』と云つたとしたら如何、夫は誠に冷酷な慰問ではないか。貨幣價值の變動は、泥棒の如く個人的にはないが之と略相似たる意味に於て正當なる所有者を掠奪する其害惡は一般的窮乏ではないが(少くとも直接には)、夫は社會的不正(Social injustice)である。法文に對する背反はないが法の精神と意圖とは踏躓せられてゐる。節儉は罰を以て報られるのだ(フエシヤー教授はヨーロッパ及びアメリカに於ける此實例の悲喜劇を數多く擧げてゐるが、こゝでは凡て割愛しやう)吾等が又貨幣利子と眞實利子(money interest and real interest)とを區別しなければならぬ。貨幣を規準とする利率と商品を規準とする利子とは物價水準が不安定なる限り必しも一致しない。物價水準が一パーセント上れば貨幣を規準とする利率五分は、貨幣が購ふ物で測れば眞實には四分であるべく、若し物價が一パーセント下れば名目上五分の利子は實

際には六分であらう。一八九六年から一九二〇年に至る期間アメリカでは眞の利子率は零以下であつた(年利子率以上の割合で物價が上つた)。と同時に一九二一年でデフレーションの時には眞實利子が約六割にも上つた。凡て之等の理由から公債、社債、信託其他の所謂『安全な』投資は必しも安全ではない。寡婦や孤子は往往此『安全な』投資の犠牲となつて路頭に迷ふ。然らば斯くの如く定額の利子を受取る公債、社債等の所有者が眞實利子の低下に苦んでゐる時何人が利益を得てゐるのであるか?云ふまでもなく利子を支拂ふ政府又は企業會社である。故にインフレーションの結果、政府は時に戰債等を意外に容易く償却し得ることがある。會社について云へば會社は社債所有者に利子を少く支拂つただけ利潤を増して之を株主に配當する。デフレーションの場合には反對に株主の犠牲に依つて社債權者が利益を得るが、之等何れの場合に於ても會社の當事者は其經營能力を或ひは過大に、或ひは過少に見誤つて要もなき破滅に急ぎ、一般的經濟混亂の原因を醸し出すことがある。

次にインフレーションが勤勞階級に及ぼす影響如何?俸給契約や賃銀契約も亦公債等と同じく定額の所得を生むものであるが、しかし比較的短期間に對して爲されるから屢々更改の機會を有つ。従つて物價騰貴の時には等しく騰貴するけれども、其引上げが物價騰貴に迅速且つ充分に順應することは殆どない。物價騰貴の時俸給や賃銀の上るのは、譬へば乗遅れた汽車を徒歩で追ひ駈けるやうなものでもあらうか(P. 88)。

キング教授(Professor Wilford I. King)の計算に依れば斯くの如き社會的不正(貨幣價值の動搖に依つて他人を騙取ること)の高はアメリカ合衆國一國に於てでさへ六百億ドルに達する、而もこれは一九一四年から一九二〇年に至る六年間の數字である(P. 88)。此巨額な盜奪が合衆國憲法の原則に違反しつつ合法的に堂堂と行はれてゐる。而も人が多く此不正に氣附かないのは一に貨幣の幻覺の爲めでなくて何であるか。

文明の一表章は危險の排除と生命財産に對する災害の減少にある。故に吾等は各種の保險制度を創め、『安全第一』運動を起し、あらゆる度量衡の制を確定維持するのである。而も唯一つ最も重要なものが其例外にある。此安全性の標準から斷するならば價值不安定なる貨幣は正に野蠻時代の遺物なりと云はなければならぬ(P. 87-88)。—未完—

圖書館彙報

寄贈圖書

寄贈先	著者	書名
平路社	野波淳	教育エッセイ煙草の煙
殿馬勝捷氏	野村兼太郎	歐洲印象記
永田仁助氏	同	磐舟永田翁傳
堺市役所	同	所編 堺市史第一、五、六卷
内閣統計局	同	局編 昭和二年日本帝國死因統計
同	同	昭和二年日本帝國人口動態統計
司法省同	省編	民事訴訟法改正法律案委員會速記錄抄

大藏省主稅局	同	局編	主稅局第五十四回統計年報書
東京株式取引所	同	所編	調査彙報第十七號
神戸高商商業研究所	同	所編	重要經濟統計第五輯(昭和三年度)
文部省普通學務局	同	局編	成人教育實施概要(昭和三年度)
文部省專門學務局	同	局編	學位錄(自明治廿一年五月至昭和四年三月)
文部大臣官房文書課	同	同課編	日本帝國文部省第五十三年報
同	同	同	同 上下卷
法政大學社會學會	同	同學會編	論文集第壹、貳輯
樺太廳	同	廳編	樺太要覽(昭和四年)
同	同	同	樺太要覽(昭和四年)
朝鮮總督府	同	府編	朝鮮總督府施政年報
内閣統計局	同	局編	勞働統計要覽(昭和四年)
同	同	同	家計調査報告第二、三、四卷
日本商工會議所	同	所編	支那南洋に於ける最近日貨排斥の經過並に影響
東京商工會議所	同	所編	帝都經濟復興と不動産金融問題
大阪商工會議所	同	所編	統計年報昭和三年度
名古屋商工會議所	同	所編	統計年報昭和三年度
外務省通商局	同	局編	移民地事情第廿一卷
同	同	同	長春事情
商工省商務局	同	局編	商取引組織及系統ニ關スル調査(石炭)
鐵道省運輸局	同	局編	世界各國鐵道統計一九二七年度
大阪府同	同	府編	大阪府統計書昭和二年

古典經濟學派研究 (一)

アダム・スミスの富國論 (承前)

經濟學部經濟學科第二學年

佐伯三郎

第一章

上述の如き經濟事情を背景としてのもされた富國論は「生産の福音書」たる使命を帯び經濟學の大なる仕事は「消費の低廉を圖り、且つ生産を振興」するにあつた。

第一編は「労働生産力進歩の原因」であり、労働生産力の進歩は、分業によつて増進される、故に、第一章は「分業について」として分業の利益を説明する。分業の結果は、労働生産力の進歩の原因であり従つて、それは「消費の低廉を圖り、且つ生産を振興する」原因となり經濟學の大なる仕事の一を果す所以となるのである。

或る國民が富裕であり、それは何が故であるかにつては、Smithは結論に於て、

一、その國民の有する、土地の肥沃、氣候、及領土の廣さによるのであるか。

二、各國民の労働が一般に適用されるに當つて、熟練、技巧、及判斷力の如何によるか。

三、國民の中、有用労働に従事する人人の數と、有用労働に従事せざる人人の數との比例によるのであるか。

等、種種數ふることが出来るのであるが、彼は、まづ分業論に於て、一、及三、を捨象し、殘る二、即ち労働生産力を直接に増進するに役立つ、熟練、技巧、及判斷力の問題について考察を廻らし、それが分業の結果であること並に、それが國民の富を増す原因であることを明にする。

二

分業は如何なる點に利益あるのであるか、それは、積極的には一、技術、技巧、及判斷力の増進により、

二、機械の發明に機會を與へ、消極的には、時間の節約を計ることによつて、労働を省略し、従つて、労働の生産力の増進に役立つからである。

労働生産力上の増進は、

『労働生産力の最大改良は、労働が孰れの方面に向けられ、或は應用されるに當つての熟練、技巧、及判斷力の大部は、分業の結果であつた様に思はれる。』

「The greatest improvement in the productive powers of Labour, and the greater skill, dexterity, and judgment with which it is anywhere directed, or applied, seem to have been the effects of the division of labour。」

三

分業の利益をうけるものは、農業に於てよりも工業に於て更に著大である、又

A. 小製造業。従つて國民小數の需要(小數者の小欲望に應ずる)を充たす製造業には行はれない。當然、

B. 大製造業。従つて國民大多數の需要(大多數者の大欲望に應ずる)ことを充たす大製造業に行はれる。

近代の高度資本家的生産に於て、ブルジョア階級の特種の欲望を充たすため、即ち小數者の小欲望を充たす小製造業(美術、工藝等の奢侈品の製作が一方に於て益盛ならんことを、蓋し Smithの達見に云ふ可しである。

大製造業に於ける分業の利益の一例として、有名なピン製造の例をあげてある。

分業適用される前、即ち鍛冶屋が一人でピン製造行程全部を行ふ時に於ては、僅々一日に二十本以下であらう、之に反し、分業適用されし後、その製造行程が十部門に分割されるようになってからは、一人の労働者が一日平均 四、八〇〇本を作り、前の場合に比して、四、八〇〇倍乃至一、四〇〇〇倍に相當する。

『分業の結果は、其他凡ゆる技術及製造業に於て此の些細な製造業に於けると同様である。』

「In every other art and manufacture, the effects of the division of labour are similar to what they are in this very trifling one:.....」

四

分業が或る製造部門に於て採用されるや、その労働の生産力は比例的に増加する。

分業の結果として、同一數の人が完成し得る労働量が非常に増加するは三個の相違せる事情による。

第一、特種の労働者の技巧の増加。

第二、一種の仕事から他種の仕事に移る場合に失ふ時間の節約。

第三、労働を容易にし省略し、一人の人が多くの仕事をなすことの可能なる機械の發明。

第一、『労働者の技巧の改良は必然的に労働者が果し得る労働量を増加する、分業は凡ゆる人を一個の單純なる作業化するにより、そつこの職業を彼の生活の唯一無二の職業とするにより必然的に労働者の技巧を非常に増加せしめる。』

「First, the improvement of the dexterity of the workman necessarily increases the quantity of the work he can perform; and the division of labour, by reducing every man's business to some one simple operation, and by making this operation the sole employment of his life, necessarily increases very much the dexterity of the workman。」

そして何れ丈人間の手によつて其技巧がなし得ることが出来るか、想像し得られない所であるとする。第二、『或一種の仕事から他種の仕事に移動する間に通常失ふ時間を救ふことにより得られる利益はそれを想像するに用意せる最初の見解より大である。』

「Secondly, the advantage which is gained by saving the time commonly lost in passing from one sort of work to another, is much greater than

we should at first view be apt to imagine it。」

第三、には「適當なる機關の應用によりて、如何計り労働が容易にされ、省略されるかは、何人も感知し得るに相違ない。』

「Thirdly, and lastly, every body must be sensible how much labour is facilitated and abridged by the application of proper machinery。」

『労働が最も細分された所の製造業に於て使用された機械の大多數は本來、彼等の各々が、それを果すに容易な手輕な方法を發見せんが、彼の考へを自然的に廻らした或る非常な單純な作業に従事して居つた所の普通の労働者の發明であつた。』

「A great part of the machines made use of in those manufactures in which labour is most subdivided, were originally the inventions of common workmen, who being each of them employed some very simple operation, naturally turned their thoughts towards finding out easier and readier methods of performing it。」

五

其他、機械の發明又は改良は、科學者、哲學者と稱せられる人の創意になり、社會が進化すること、哲學も思索も一切の他職業と同様一の獨立した職業となり、各人は特色とする仕事に終り携はるることとなり技術の進歩、智識の發達は、各人を特殊部内に於ける老練家とし、相互に利用し合ひ、社會全体上に於て多量の仕事が生れ、よつて富裕を招いた。

各労働者は、彼自身の必要とする所の物を超過してある、そして凡ゆる他の労働者も同様である、彼等は互に自己の有する餘剰の財に對して他の餘剰の財即ち、彼等の餘剰財の價格に對して交換する。

かかる社會に生活するものは、最貧者と雖、アフリカの王侯の調度品に勝り、その簡單なる衣服と雖、數十人の努力と協力なくしては支給されぬ、若も彼自身、その仕事に参加すること雖も、ほんの僅かな部分にすぎない。

それは、Bieber の云ふ所の『自らの作れるものを消費せず、他人の作れるものを以つて消費し、即ち一個人を支ふるに多數人或は人類一切の協力を必要とする状態』である。

かくして Smith は分業の利益を説き、分業の盛なる社會程進歩せる文明社會とし、従つて、勞働生産品は豊富に且低廉であり、それは事實上の富める状態とした。

分業こそは、凡そ一國の富裕を増進するものとした
而し一方、彼は、分業に伴ふ弊害を見遁しはしなかつた。¹⁾ A. Marshall の “Principles of Economics, PP.
246—247” に於て Smith は分業に伴ふ弊害に注意深
かつたことを述べ、又 Smith 自身、「分業は公平に
行はれず、社會の重荷を負ふ者の利益は最少也」²⁾と
述べつゝある。“Wealth of nations”; Book I. Chapter
VII. *ibid.* Book V. Chapter I.

新刊紹介

(未完)

民謡集 風にやつれて 藤本浩一 著

詩を作る人は所謂詩人であるけれども、詩を讀み詩を誦する人は人一般である。法律家であらうと醫者であらうと、或は都會人であらうと、田舎者であらうと、苟も人間的生活を營めるほどの者は皆詩に對する情感を心の隅に持合す筈である。即ち詩を創作することは所謂詩人の仕事であるけれども、詩の鑑賞は人一般によつてなされるのである。故に詩は一部特殊階級を對象として作らるべきものではなく人一般を對象として作らるべきものであるといふ所に民謡は確固たる存在意義を構成する、我國古代に於ても、民衆のものとして人々の口から口へ傳へられた如何に美しき多くの歌謡をもつたことか。然るに近代に至つて、詩は追々民衆から遠ざからうとする傾向に立到つた。殊に明治・大正の時代、外國文

學の影響を受けて、文學の主流が或は浪漫主義に、或は象徵主義に色附られた結果、詩人のものとする詩も、それにつれて主義的傾向を有つに至つたのである、そこで民衆は彼等のものでないものを己むを得る、そこで歌はなければならなくなつた「風にやつれて」の著者は言ふ。村の若者は道頓堀行進曲を歌ひ、女學生はナボリの民謡サンタルチアを習ふ、結局彼等自身の純真な生活に即した歌は求むべくもないのである。

今藤本浩一氏の民謡集「風にやつれて」を讀むに至つて、頗る快い感にうたれた。著者はやはり民衆のため、民謡の詩人である。集めるどころ約五十篇、いづれも民謡としての快い響を有つてゐる。作者は民衆と共に働き、民衆と共に歌ふ一個の人である。一個の人であるが故にその詩は直ちに吾々のものとなつてくる。ただこの著全體を通じて白鳥省吾氏がその序に言はれる如く、作者の個性がどもしるこ顔をひつこめてゐるやうな感がないでもないが、宛に角民謡の勃興を促すべきこの時代に於て、かかる著書を見ることは喜ばしい。

著者は本學専門部文學科の出身、從來「地上樂園」の同人として同誌に、或は「民謡詩人」に自由詩や民謡を發表し來つた人である。著者はこの出版を機として、新興民謡研究所を創立し、郷土藝術啓發の積極的運動に入るといふから、著者の前途また大いに期待すべきものがあらう。

(T・F生)

皇陵 第六號

關西大學皇陵崇敬會編

眞摯なる歩み續けて皇陵も第六號を出した。例によつて會獨特の崇高なる精神が漲つてゐる。本號には前號を承けて故川面凡兒氏の「三種の神器」なる研究論文をも掲げてゐるが、得難き文献として考古家のみならず、一般學生も是非一讀すべきものであらう。

編輯餘錄

▼秋の徴し漸く書窓の朝夕にしろく、机邊清掃の感亦深からむとする好期となりました。この度不肖は本誌編輯者としての席を去ることとなり、日暮れて道遠き感多きながら九州帝國大學に入つて英文學を專攻する爲別れ難き愛誌と暫らく袂を別つのであります。

▼就任以來三歳有半、初代辰巳、森川兩編輯者の薫陶を受け兩氏去りし後を享けて之が編輯の責に當り來りましたものの、編輯の技たる元より糊鈔の末技ではありませぬ、編者の學才人格の背後に輝やくあつて、始めて天衣無縫の編輯となり、誌面に光彩又相伴ふもの、よく先輩の後を享けて之が實際に當り元よりその器でなかつたことを顧みて深く愧ずる次第であります。

茲に先輩諸師並に校友各位に對して在任中の不束を詫ひ之に與へられた同情と寛恕と御推教の數々に對して深く謝意を表します。

▼創刊以來七星霜、學園の向う日新の運に乗じたる
ご共に一面遅々ご見られも致しますが、最早搖籃時
代ではありませぬ。進んで學界に呼號すべき學術誌
を産み或は學園内外共に多事なる時に臨みてよくこ
れが中正なる言論發表機關として、將又實質にして
正當なる學園の宣傳、學の内外を連絡する通信機關
等としてその使命は益大、責務は愈重からむとして
ゐます、幸に諸先生並に校友諸賢は元より學園關係
者諸氏の層一層の御後援を本誌の爲に賜はりまする
やう。

▼幸に編輯者としては學部局員遠藤鎮氏が之に任じられることとなりました、同氏の人格識見技倆等についてはその過去に於ける本誌補裁の経験と相俟つて不肖の深く信じて疑はぬところであります。どうぞ不肖以上に御聲援あらむことを祈つて止まぬ次第であります。

（霜村盛郷記）

▼このたび霜村盛郷氏が辭任せられましたので、その後をうけて本誌の編輯に當ることになりました、菲才果してその任に堪へ得べきや否や、寔に路遠くして荷重きの感がありますが、身を獻げてこれが事に當るの決心でありますから、何ぞぞ本學關係者諸先生並に校友諸彦の御指導、御鞭撻の程を一重に希ふ次第であります。

▼霜村氏は本學に在ること三年餘、その間に殘された幾多の業蹟を思ひ、且本誌としても尙氏に俟つべきもの多かりしを想ふにつけ、氏の去られたことに對しては一入寂寥を感じます。けれども今はただ筑紫の地で専念英文學を研究せられんことを祈るのみで、その前途ますます多幸ならんことを祈るのみであります。

▽いよいよ天六學會も竣成いたしました。來月號からは弊局も新學會で編輯事務を執ることとなります。随つて今後の御投稿は東淀川區長柄中通關西大學學報局宛にお願いいたします。(遠藤銀記)

大正十一年六月十五日創刊
昭和四年九月十三日印刷
昭和四年九月十五日發行

編輯兼發行人
遠藤 鏡

印刷者谷口默

印刷所
谷口印刷所

發行所 關西大學學報局

大阪市此花區上福島

電話土佐堀 一〇四九

大阪市外千里山

電話吹用 一一

電話 吹用 一 二

祝天六學舎竣成

法政經濟關係絶版書販賣目錄

一、無過失損害賠償責任論	岡松 參太郎	大正五年	一三、〇〇
二、法律行為論	岡松 參太郎	大正十二年	三、五〇
三、増訂日本古代法釋義	有賀 長雄	明治四十一年	一八、〇〇
四、株式會社法論	片山 義勝	大正十二年	一八、〇〇
五、會社法原論	片山 義勝	大正六年	四、〇〇
六、日本行政法論 各論	佐佐木 惣一	大正十一年	六、五〇
七、公證人法論	長谷川 平次郎	明治四十二年	三、〇〇
八、婦和類例	中村 進午	明治三十八年	三、五〇
九、著作權法要義	水野 鍊太郎	明治三十二年	二、八〇
十、日本法令豫算論	一木 喜徳郎	明治三十五年	二、五〇
十一、刑法各論 上下	大場 茂馬	明治四十三年	八、〇〇
十二、法律沿革論	増島 六一郎	大正四年	二、五〇
十三、東洋法制史本論	廣池 千九郎	大正四年	六、〇〇
十四、法律學說判例評論全集 法律評論社 自第一卷 至第八卷 下全十二册			六〇、〇〇
十五、關東州に於る司法	溝淵 孝雄	大正二年	三、五〇
十六、支那古田制の研究	加藤 繁	大正五年	四、五〇
十七、穀價の研究	河田 嗣郎	大正六年	三、〇〇
十八、人類原始の生活	河上 肇	明治四十五年	三、〇〇
十九、歴史之經濟的説明新史觀	河上 肇	大正三年	二、五〇
二十、火災保險講義要領	村瀬 春雄	明治四十五年	五、五〇
二十一、法學論叢 自第一卷 至第十八卷迄縮			一七、〇〇

◆他店を御探しになつてどうしても御入手困難な本が御座りましたら是非一度小店へ御教示下さい。

◆さうした點で眞に御研究上の御役に立ちたい。これが「うきよ堂」の第一義のねがひです。

◆小店古書目錄『經濟と社會』第六號九月末發行致します。

法政經濟社會學關係
及外國書其他賣買
各學校圖書館納本調達

うきよ堂 書房

(大阪・櫻橋)

豫て建築中の本學天六學舎（專門部並附屬關西甲種商業學校、關西大學第二商業學校）竣成につき九月十六日新學舎へ移轉することになりました。右御知らせ申し上げます。

大阪市東淀川區長柄中通二丁目

關西大學

電話 堀川 (35)

五七五〇
六八八三
〇〇〇九
(商業學校)

祝天六學舎竣成

本校 指定

關西書院 野島書店

電土一二八六番

大阪市此花區上福島北三丁目一二三

出張所 新學舎地下室

豫て本誌上でお知らせして居ります通り、關西大學校友會名簿は、先般校友會常議員會の決議により、獨立會計の下に出版することとなり名簿需要者には名簿基金として一時金參圓納入願ひ、基金納入者に限り毎年出版の都度無料で配付し、それ以外には御頒ちしないこととなりました。本年度の名簿は來る十一月發行の豫定ですから、未だ御申込なき方は此際至急左欄申込書と共に基金御拂込下さるやう願ひます

昭和四年九月

關西大學學報局

號
申
込
書

切取線

一金參圓也

校友會名簿基金

右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

昭大明
和正治

年
專
門
學
部
部
科
卒
業

氏名

關西大學校友會御中

備考
○申込基金ハ關西大學會計課へ
○住所勤務等ノ異動ハ學報局へ

◆ 刊 新 ◆

奴隶制度史

ジエー・ケー・イングラム著

關西大學講師 辰巳經世譯

菊判二三〇頁
定價貳圓
送料拾八錢

社會が大いなる變革過程に在る時、凡ゆる人々の關心は將來社會への展望といふ點に索きつけられる。而して將來社會への正しき展望は常に現實社會の正しき認識を前提としてのみ可能であり、現實社會の正しき認識は又その由來する源流への謬りなき遡及を前提とする。……吾々が當面せる社會的大變革は、近代社會の基礎をなす勞働組織——賃銀制度——を中心となすものなることが正しくも一般に首肯せられて居る。賃銀制度の源流に遡つて吾々が必ず到達するところのものは、古代社會の基礎をなして居つた「奴隸制度」である。私がこの小譯を企圖したのは、その歴史的事實に對する單なる興味の故より、歴史的發展過程に於て約束されてゐる來るべき社會への展望の根據を探らんと希望の故である。……（譯者序の一部）

類書中の最高權威、碩學イングラムの名著「奴隸制度史」の全譯初めて成る譯者は現に關西大學に經濟史を講じて令名ある新進篤學の人敢へて江湖の讀書家に推奨する。

◇親族法總

論 四六判上製 二二〇頁 定價貳拾八錢 送料拾八錢

◆ 婚 姻 法

論
四六判上製
八〇〇頁
送料廿七錢
定價五圓八拾錢

◇親子法

論四ノ外ノ要七八〇頁
送料定價四圓ノ折廿七錢

◇相續法講

案。一、四、二、頁。送料拾八錢。

民法講義

四六〇頁
送料 廿七錢

商法講

計 六〇〇頁 送料 廿七錢

六
六
六

◆辯護士道

論
二四〇頁
送料拾八錢

不法行為

四八〇頁 送料 廿七錢

物 權 法 要

卷之三 二三〇頁 送料拾八錢

發兌元

大阪北區
梅田新道
振替大阪三一九七二番
電話北
一六五三番
五七五二番

大
同
書
院

脚氣新藥

ビタミンBの含量豊富

價格最も低廉なり

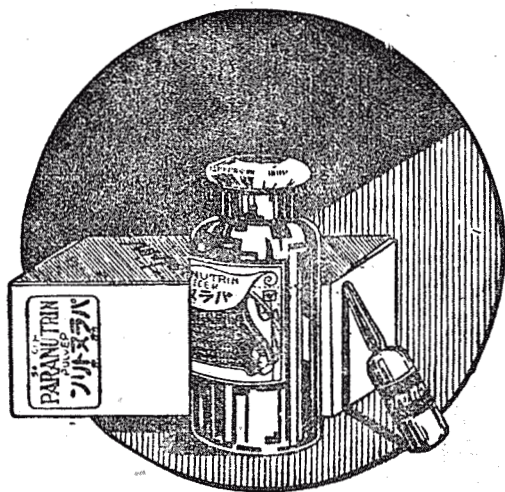
パラヌトリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるビタミンB劑にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

パラヌトリン

皮下注射用		内服用液		全粉末	
一〇〇本	五三〇〇	一、二五	五〇〇〇	五、二二〇	二五〇〇
五〇本	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇
二五本	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇
一〇本	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
五本	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇

發賣元 義商店 塩野 大坂市東區道修町
東京市日本橋區岩附町



まづ!!健康と家庭經濟の節約

良い御米の御飯の御常食は副食物の減退となり、それは食慾の増進と家庭經濟を齎すものであります

滋養豐富脚氣豫防に大好評の胚芽米

灘萬胚芽米

二十八匁入

七圓六拾錢

ビタミンB、蛋白質、脂肪を豊富に保有する無砂米

灘萬壽司米

三十匁入

八圓參拾錢

灘萬特撰米

三十匁入

七圓八拾錢

灘萬上等米

三十匁入

七圓六拾錢

徳用内地白米

四斗俵入

拾參圓六拾錢

是非一度御試食を

御用命は電話又はハガキにて配達は市内無料にて一袋から迅速に御届致します

校友諸賢の御注文は特に勉強致します、各位の御後援と御引立を伏して御懇願申上ます

北區 樋之口町 市電都島橋西詰



灘萬白米部

校友 廣實郁雄

北濱本店、信濃橋、上六兩支店にても御用命承ります

電話堀川(八四五一番)